

令和5年度

全国知的障害児・者施設・事業 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
調査・研究委員会

目 次（令和5年度）

I	調査経過	5
II	調査結果A	6
1.	定員	6
2.	現員	6
3.	事業所設置年	7
4.	利用率	8
5.	年間総開所日数と1日あたりの開所時間	9
6.	職員の数と構成	10
7.	職員の年齢・性別並びに勤務年数	14
8.	夜間職員の勤務状況	16
9.	外国人労働者の採用状況	17
10.	施設・事業所の建物の状況	18
11.	主な加算・減算の状況	19
12.	自法人での法人後見の実施状況	20
13.	短期入所の状況	21
14.	職員の資格取得・処遇の状況	24
III	調査結果B	28
1.	定員と現在員	28
2.	年齢別施設利用者数	29
3.	施設・事業在籍年数	32
4.	障害支援区分等の状況	34
5.	療育手帳程度別在所者数	34
6.	身体障害の状況	35
7.	精神障害の状況	37
8.	「てんかん」の状況	38
9.	認知症の状況	38
10.	触法障害者の状況	39
11.	支援度	40
12.	医療的ケアの実施状況	43
13.	複数事業利用者の状況	45
14.	日中活動利用者の生活の場の状況	45
15.	施設入所支援利用者の日中活動の場の状況	46
16.	成年後見制度の利用状況	46
17.	入退所の状況	47
18.	就職の状況	52
19.	介護保険サービスへの移行状況	56
20.	死亡の状況	62
調 査 票 A		65
調 査 票 B		69

I 調査経過

令和5年度も日本知的障害者福祉協会会員事業所の悉皆調査として本調査を実施した。児から者までの事業所4,499か所に調査票を送付し、事業所単位の【調査票A】は3,174か所（回収率70.5%）、事業利用単位の【調査票B】は3,206か所（回収率71.3%）から回答を得ることができた。

今年度もコロナ禍での調査実施であり、オミクロン株による爆発的な感染拡大にさらされた年であった。しかし、感染症分類における2類相当から5類へと変更されたことも影響してか、「短期入所の状況」など、令和2年度調査以降継続していた新型コロナウイルス感染症の影響と推測される結果において変化が見られてきており、事業所における対応も新たな段階へと進んでいると推察される。「入所施設における新型コロナウイルス感染症に関する調査」と合わせて、今後も動向に注視し、実態の把握に努めたい。

本調査は、知的障害福祉における動向・傾向を把握する上で有用なデータを経年的に積み重ねている重要な調査であるが、これまでに蓄積されたデータを損ねることのないよう大幅な改変は避けつつも、制度改正や社会情勢を踏まえて質問項目等の見直しを行ってきたところである。ご協力いただいている会員・関係者の皆様には深く感謝するとともに、本調査結果との比較をもって、それぞれの法人や事業所においても運営・経営に役立てていただけることを願うところである。

調査・研究委員会 委員長 梶 浦 英 与

調査票提出状況

【事業所単位A】

施設・事業所の種類	送付数	提出数	回収率(%)
障害児入所施設	222	158	71.2
児童発達支援センター	191	131	68.6
日中活動事業所	2,478	1,705	68.8
障害者支援施設	1,608	1,180	73.4
計	4,499	3,174	70.5

* 日中活動事業所とは、療養介護・生活介護・自立訓練（生活訓練・機能訓練）・自立訓練（宿泊型）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型を日中に実施する事業所。（多機能型も含む）

* 障害者支援施設は上記事業に併せて施設入所支援を実施する事業所。ただし自立訓練（宿泊型）を除く。

【事業単位B】

施設・事業種別			施設数	提出数	回収率 (%)
児童福祉 法及び障 害者総合 支援法	児 童	障 害 児 入 所 施 設	222	156	70.3
		児童発達支援センター	191	130	68.1
		計	413	286	69.2
	単 独 型	療 養 介 護	0	0	－
		生 活 介 護	2,253	1,670	74.1
		自 立 訓 練	16	13	81.3
		就 労 移 行 支 援	7	4	57.1
		就労継続支援A型	33	22	66.7
		就労継続支援B型	484	339	70.0
		多機能型事業所	1,293	872	67.4
	計		4,086	2,920	71.5
	(うち施設入所支援)		1,608	1,214	75.5
事業数		4,499	3,206	71.3	

左記事業に付帯して行っている事業

自立生活援助	就労定着支援	居宅訪問型児童発達支援
—	—	—
—	—	1
—	—	1
—	—	—
—	5	—
—	2	—
—	26	—
—	2	—
—	29	—
—	—	—
0	64	1
—	2	—
0	64	1

多機能型事業所の内訳	生 活 介 護	1,042	704	67.6
	自 立 訓 練	139	82	59.0
	就 労 移 行 支 援	337	218	64.7
	就労継続支援A型	73	39	53.4
	就労継続支援B型	1,187	785	66.1

* 障害児入所並びに障害者支援施設の中には、併設型施設を含む。

* 自立訓練の中には機能訓練・生活訓練・生活訓練（宿泊型）を含む。

* 財団法人運営施設を含む。

Ⅱ 調査結果A（令和5年度）

〔1〕定員

表1は、定員規模別事業所数を示したものである。

定員規模別事業所数を見ると、全体では定員30人未満の事業所の占める割合は21.0%（667か所）、30～49人の事業所は39.7%（1,261か所）、50～99人の事業所は35.5%（1,126か所）、100～199人の事業所は3.4%（107か所）であった。19人以下の事業所の割合は1.9%、150人以上の事業所は1%未満と低かった。

また、障害児入所施設では、30～39人の事業所の占める割合が27.2%（43か所）と最も高く、児童発達支援センターでも30～39人の事業所が42.7%（56か所）と最も高かった。日中活動事業所では、20～29人の事業所の割合が31.7%（540か所）と最も高く、次いで40～49人の事業所が27.7%（472か所）であった。障害者支援施設（日中）では、60～99人の事業所の割合が40.5%（478か所）と最も高く、次いで50～59人の事業所が22.3%（263か所）であった。障害者支援施設（夜間）では、40～49人の事業所の割合が28.0%（330か所）と最も高く、次に50～59人の事業所が26.0%（307か所）、60～99人の事業所が25.7%（303か所）と高かった。

定員規模別事業所数に関して、以上の数値は前年度と大きな変動はなかった。

表1 定員規模別事業所数

（事業所数・下段は%）

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	計
障害児入所施設	3 1.9	18 11.4	35 22.2	43 27.2	25 15.8	14 8.9	14 8.9	4 2.5	2 1.3		158 100
児童発達支援センター		11 8.4	16 12.2	56 42.7	28 21.4	12 9.2	6 4.6	2 1.5			131 100
日中活動事業所	2 0.1	24 1.4	540 31.7	319 18.7	472 27.7	138 8.1	201 11.8	7 0.4	1 0.1	1 0.1	1,705 100
障害者支援施設（日中）		3 0.3	15 1.3	82 6.9	236 20.0	263 22.3	478 40.5	81 6.9	10 0.8	12 1.0	1,180 100
障害者支援施設（夜間）		3 0.3	15 1.3	162 13.7	330 28.0	307 26.0	303 25.7	47 4.0	4 0.3	9 0.8	1,180 100
事業所数（※1）	5 0.2	56 1.8	606 19.1	500 15.8	761 24.0	427 13.5	699 22.0	94 3.0	13 0.4	13 0.4	3,174 100

（※1）事業所数は障害児入所施設と児童発達支援センターと日中活動支援事業所と障害者支援施設（日中）の合計

〔2〕現員

表2は、現員規模別事業所数を示したものである。

現員規模別事業所数を見ると、全体では現員30人未満の事業所は23.6%（749か所）、30～49人の事業所は36.5%（1,160か所）、50～99人の事業所は31.8%（1,009か所）、100～199人の事業所は2.7%（86か所）であった。現員19人以下の事業所の割合は8.9%（281か所）と定員規模別事業所における定員19人以下

(1.9%, 61か所) に比べて高かった。一方、150人以上の事業所の割合は0.5% (17か所) と定員規模別事業所における150人以上 (0.8%, 26か所) と同様に低かった。

障害児入所施設では20～29人の事業所の割合が27.2% (43か所)、児童発達支援センターでは30～39人の事業所が26.0% (34か所) で最も高かった。日中活動事業所では20～29人の事業所の割合が21.7% (370か所)、30～39人の事業所が20.8% (354か所) と高かった。

障害者支援施設 (日中) では、60～99人の事業所の割合が29.9% (353か所) と最も高く、次いで50～59人の事業所が22.7% (268か所)、40～49人の事業所が22.1% (261か所) と多かった。障害者支援施設 (夜間) では、40～49人の事業所が29.2% (345か所) と最も高かった。

さらに、定員と現員の分布を比較してみると、障害児入所施設では現員30～39人の階層から上のすべての階層で定員に比べ現員が減っており、障害者支援施設 (夜間) においても現員50～59人の階層以上で同じ傾向が見られている。換言すると、障害児入所施設の定員30人以上の事業所の占める割合は64.6% に対し現員分布では31.6% に低減しており、障害者支援施設 (夜間) でも定員50人以上の占める割合が56.8% に対して現員では42.5% に低減していた。これらのことから多くの入所系の施設が定員割れを起こしながら運営していることがわかる。なお、このような傾向は、前年度においても同様であった。

表2 現員規模別事業所数

(事業所数・下段は%)

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	無回答	計
障害児入所施設	18	37	43	23	12	8	4	2	1		10	158
	11.4	23.4	27.2	14.6	7.6	5.1	2.5	1.3	0.6		6.3	100
児童発達支援センター		9	12	34	29	14	11	5	2		15	131
		6.9	9.2	26.0	22.1	10.7	8.4	3.8	1.5		11.5	100
日中活動事業所	12	194	370	354	299	191	160	7	1		117	1,705
	0.7	11.4	21.7	20.8	17.5	11.2	9.4	0.4	0.1		6.9	100
障害者支援施設 (日中)	3	8	43	148	261	268	353	64	4	9	19	1,180
	0.3	0.7	3.6	12.5	22.1	22.7	29.9	5.4	0.3	0.8	1.6	100
障害者支援施設 (夜間)	3	5	74	230	345	230	234	29	2	7	21	1,180
	0.3	0.4	6.3	19.5	29.2	19.5	19.8	2.5	0.2	0.6	1.8	100
事業所数	33	248	468	559	601	481	528	78	8	9	161	3,174
	1.0	7.8	14.7	17.6	18.9	15.2	16.6	2.5	0.3	0.3	5.1	100

〔3〕事業所設置年

表3は、設置年代別事業所数を示したものである。

全体で見ると2001年～2010年に設置された施設・事業所の割合が最も高く23.3% (739か所)、次いで1991年～2000年が21.4% (679か所) となっている。

障害児入所施設は、1961年～1970年に43.7% (69か所) と最も多く設置され、次いで1951年～1960年に25.3% (40か所) 設置されている。児童発達支援センターは、1971年～1980年に29.8% (39か所) と最も多く設置され、次いで2011年～2020年にも22.9% (30か所) 設置されている。日中活動事業所は、2001年～2010年に36.0% (613か所)、次いで2011年～2020年に22.8% (388か所) 設置されており、1991

年～2000年にも21.1％（359か所）設置されている。障害者支援施設は、1971年～1980年に22.8％（269か所）、1981年～1990年に26.4％（311か所）、1991年～2000年に25.6％（302か所）と比較的多く設置されている。

以上より、障害児入所施設についてはその多く（75.3％）が1970年以前に設置されており、障害者支援施設は1971年から2000年の間に74.7％が設置されていることが見てとれる。

表3 設置年代別事業所数

（事業所数・下段は％）

	～1950年	1951～1960年	1961～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001～2010年	2011～2020年	2021年～	計
障害児入所施設	10 6.3	40 25.3	69 43.7	18 11.4	1 0.6	8 5.1	2 1.3	10 6.3		158 100
児童発達支援センター		8 6.1	21 16.0	39 29.8	7 5.3	10 7.6	15 11.5	30 22.9	1 0.8	131 100
日中活動事業所	1 0.1	2 0.1	19 1.1	77 4.5	210 12.3	359 21.1	613 36.0	388 22.8	36 2.1	1,705 100
障害者支援施設	7 0.6	17 1.4	125 10.6	269 22.8	311 26.4	302 25.6	109 9.2	37 3.1	3 0.3	1,180 100
計	18 0.6	67 2.1	234 7.4	403 12.7	529 16.7	679 21.4	739 23.3	465 14.7	40 1.3	3,174 100

〔4〕利用率

表4は、令和4年度1年間の利用率を示したものである。

全体で見ると、利用率90％以上の事業所が40.9％と半数近くを占めていた。

事業所種別毎の利用率を見ると、障害児入所施設では利用率90％以上が25.3％と低かったのに対して、利用率50％未満が11.4％と他の事業所種別と比べると高かった。児童発達支援センターの利用率は、80～90％未満が29.0％、次いで100％超が13.7％、70～80％未満が12.2％の順であり、おおよそ6.5か所に1か所は年間利用率が100％以上だったことになる。日中活動事業所では、80～90％未満の事業所が25.9％、90～100％未満の事業所が21.1％と高く、利用率100％超の事業所も10.9％と比較的高かった。障害者支援施設（日中）の利用率は、90～100％未満の事業所が44.0％と半数近くを占めており、利用率100％超の事業所も11.5％であった。障害者支援施設（夜間）の利用率は、90～100％未満が66.6％と高く、利用率80％未満の事業所は5.4％であった。

また、利用率が90％未満の事業所の割合を見ると、障害児入所施設が58.2％、児童発達支援センターが58.8％、日中活動事業所が54.4％、障害者支援施設（日中）が38.2％、障害者支援施設（夜間）が19.5％であった。

表4 利用率（令和4年度）

（事業所数・下段は％）

	～50％未満	50～60％未満	60～70％未満	70～80％未満	80～90％未満	90～100％未満	100％	100％超	無回答	計
障害児入所施設	18	11	12	24	27	31	7	2	26	158
	11.4	7.0	7.6	15.2	17.1	19.6	4.4	1.3	16.5	100
児童発達支援センター	8	3	12	16	38	13	2	18	21	131
	6.1	2.3	9.2	12.2	29.0	9.9	1.5	13.7	16.0	100
日中活動事業所	47	45	144	249	442	360	13	186	219	1,705
	2.8	2.6	8.4	14.6	25.9	21.1	0.8	10.9	12.8	100
障害者支援施設（日中）	14	8	53	109	267	519	12	136	62	1,180
	1.2	0.7	4.5	9.2	22.6	44.0	1.0	11.5	5.3	100
障害者支援施設（夜間）	15	3	17	29	166	786	35	69	60	1,180
	1.3	0.3	1.4	2.5	14.1	66.6	3.0	5.8	5.1	100
事業所数	87	67	221	398	774	923	34	342	328	3,174
	2.7	2.1	7.0	12.5	24.4	29.1	1.1	10.8	10.3	100

〔5〕年間総開所日数と1日あたりの開所時間

表5は、令和4年度の児童発達支援センターと日中活動事業所の総開所日数を示したものである。

全体を見ると、251～275日開所している事業所が53.3%と約半数を占め、226～250日開所している事業所が29.6%と、226～275日開所している事業所が全体の8割を超えている。

児童発達支援センターは、226～250日開所している事業所の割合が49.6%と最も高く、次いで、251～275日が19.8%であった。日中活動事業所では、251～275日開所している事業所の割合が55.8%と最も高く、次いで、226～250日が28.1%であった。

表6は、令和4年度の1日あたりの平均開所時間を示したものである。

全体的には、平均開所時間6～7時間未満の割合が46.4%と高く、次いで、7～8時間未満が31.5%であった。開所時間が4時間未満の事業所は0.2%、9～10時間未満は0.6%、10時間以上は0.8%とそれぞれ少なかった。

児童発達支援センターでは、6～7時間未満の割合が33.6%と高く、4～5時間未満が26.0%、5～6時間未満が23.7%で比較的高かった。開所時間が4時間未満の事業所は0.8%、8時間以上の事業所は9.9%であった。

日中活動事業所では、6～7時間未満の割合が47.3%と最も高く、次いで、7～8時間未満が33.5%であった。開所時間が4時間未満の事業所は0.2%、8時間以上の事業所は7.4%であった。

児童発達支援センターに比べて、日中活動事業所の方が1日あたりの平均開所時間が長めであることがわかる。

表5 令和4年度の総開所日数

(事業所数・下段は%)

	～200日	201～225日	226～250日	251～275日	276～300日	301～325日	326日以上	無回答	計
児童発達支援センター	2	18	65	26	15	1	2	2	131
	1.5	13.7	49.6	19.8	11.5	0.8	1.5	1.5	100
日中活動事業所	7	7	479	952	96	53	59	52	1,705
	0.4	0.4	28.1	55.8	5.6	3.1	3.5	3.0	100
計	9	25	544	978	111	54	61	54	1,836
	0.5	1.4	29.6	53.3	6.0	2.9	3.3	2.9	100

表6 令和4年度の1日あたりの平均開所時間

(事業所数・下段は%)

	～2時間未満	2～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満	9～10時間未満	10～12時間未満	12時間超	無回答	計
児童発達支援センター		1	34	31	44	7	11		2		1	131
		0.8	26.0	23.7	33.6	5.3	8.4		1.5		0.8	100
日中活動事業所		3	24	126	807	571	103	11	3	10	47	1,705
		0.2	1.4	7.4	47.3	33.5	6.0	0.6	0.2	0.6	2.8	100
計		4	58	157	851	578	114	11	5	10	48	1,836
		0.2	3.2	8.6	46.4	31.5	6.2	0.6	0.3	0.5	2.6	100

〔6〕職員の数と構成

表7－1は、障害児入所施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害児入所施設の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が836人77.1%（前年度84.9%）、非常勤が78人7.2%（前年度7.5%）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が1,282人76.0%（前年度78.0%）、非常勤が207人12.3%（前年度13.7%）であった。看護師・保健師は、常勤専従が311人66.7%（前年度69.7%）、非常勤が74人15.9%（前年度17.3%）であり、他の職種に比べて看護師・保健師の常勤専従の割合がやや低いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が31.8%（前年度31.8%）、生活支援員・児童指導員が48.7%（前年度49.0%）、看護師・保健師が11.8%（前年度12.9%）であった。

次に、常勤兼務について見ると、換算数を実人数で割り戻した一人当たりの平均は、保育士0.64人（前年度0.79人）、生活支援員・児童指導員0.61人（前年度0.63人）であるのに対し、看護師・保健師0.20人（前年度0.24人）、その他専門職0.24人（前年度0.25人）と低くなっており、法人内で他の事業所と兼務をしている状況があると推測される。また、看護師・保健師とその他の職種においては、他の事業所種別と比べても低い値を示している。

表7-1 障害児入所施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計	常勤換算 後の計
①施設長・管理者	75	82	43.1	2	0.9	159	119.0
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	174	28	18.4	0		202	192.4
③保育士	836	171	108.8	78	44.5	1,085	989.3
④生活支援員・児童指導員	1,282	197	119.2	207	107.8	1,686	1,509.0
⑤職業指導員・就労支援員	56	12	12.2	2	1.9	70	70.1
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	311	81	16.6	74	46.6	466	374.2
⑦その他（O T（作業療法士）、S T（言語聴覚士）、P T（理学療法士）、心理担当職員等）	145	47	11.1	30	11.4	222	167.5
直接支援職員小計	2,630	508	267.9	391	212.2	3,529	3,110.1
⑧医師	20	21	4.8	40	3.8	81	28.6
⑨管理栄養士	48	18	6.1	3	1.2	69	55.3
⑩栄養士	43	20	11.5	3	1.1	66	55.6
⑪調理員	186	80	38.8	146	77.4	412	302.2
⑫送迎運転手	5	6	2.0	13	7.3	24	14.3
⑬事務員	196	107	43.6	58	23.8	361	263.4
⑭その他職種	105	38	13.6	195	92.3	338	210.9
合 計	3,482	908	449.8	851	420.0	5,241	4,351.8

表7-2は、児童発達支援センターの職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

児童発達支援センターの直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が891人60.6%（前年度62.5%）、非常勤が490人33.3%（前年度31.5%）であった。また、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が357人60.9%（前年度63.2%）、非常勤が163人27.8%（前年度26.0%）であった。看護師・保健師においては、常勤専従27人34.6%（前年度34.4%）、非常勤が45人57.7%（前年度56.7%）であった。前年度に引き続き、他の職種に比べて看護師・保健師の常勤専従の割合が低くなっており、障害児入所施設に比べると32ポイント程度少ないことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が65.8%（前年度66.7%）、生活支援員・児童指導員が26.3%（前年度25.3%）、看護師・保健師が2.0%（前年度2.3%）であった。

表7-2 児童発達支援センター

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計	常勤換算 後の計
①施設長・管理者	65	66	35.3	0		131	100.3
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	123	38	22.1	5	1.8	166	146.9
③保育士	891	90	86.2	490	279.1	1,471	1,256.3
④生活支援員・児童指導員	357	66	43.8	163	84.9	586	485.7
⑤職業指導員・就労支援員	1	0		0		1	1.0
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	27	6	3.3	45	25.1	78	55.4
⑦その他（ＯＴ（作業療法士）、ＳＴ（言語聴覚士）、ＰＴ（理学療法士）、心理担当職員等）	79	49	17.7	112	31.8	240	128.5
直接支援職員小計	1,355	211	151.0	810	420.9	2,376	1,926.9
⑧医師	0	8	1.4	7	0.8	15	2.2
⑨管理栄養士	21	11	5.0	8	3.4	40	29.4
⑩栄養士	26	10	7.6	18	10.9	54	44.5
⑪調理員	49	12	3.8	113	61.0	174	113.8
⑫送迎運転手	34	7	3.3	89	51.1	130	88.4
⑬事務員	71	28	15.9	39	19.8	138	106.7
⑭その他職種	34	6	5.0	76	34.5	116	73.5
合 計	1,778	397	250.4	1,165	604.2	3,340	2,632.6

表7-3は、日中活動事業所の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

日中活動事業所の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が8,793人50.5%（前年度50.7%）、非常勤が6,363人36.5%（前年度35.7%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が2,147人52.7%（前年度53.6%）、非常勤が1,468人36.0%（前年度35.1%）であった。看護師・保健師は、常勤専従が433人28.1%（前年度27.3%）、非常勤が884人57.3%（前年度58.9%）であった。日中活動事業所では、看護師・保健師の常勤専従の割合は年々微増傾向にあるものの、児童発達支援センターよりも、さらに低いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が75.3%（前年度76.0%）、職業指導員・就労支援員が18.4%（前年度18.8%）、看護師・保健師が3.7%（前年度3.6%）であった。

表7-3 日中活動事業所

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計	常勤換算 後の計
①施設長・管理者	603	1,060	509.7	31	14.5	1,694	1,127.2
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,245	697	418.5	15	9.1	1,957	1,672.6
③保育士	199	49	50.2	134	81.8	382	331.0
④生活支援員・児童指導員	8,793	2,270	1,778.1	6,363	3,521.3	17,426	14,092.4
⑤職業指導員・就労支援員	2,147	458	369.7	1,468	820.9	4,073	3,337.6
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	433	225	125.5	884	293.9	1,542	852.4
⑦その他（ＯＴ（作業療法士）、ＳＴ（言語聴覚士）、ＰＴ（理学療法士）、心理担当職員等）	110	36	13.0	146	37.5	292	160.5
直接支援職員小計	11,682	3,038	2,336.5	8,995	4,755.4	23,714	18,773.9
⑧医師	2	6	0.5	104	8.5	112	11.0
⑨管理栄養士	32	60	22.5	28	9.3	120	63.8
⑩栄養士	59	92	35.5	67	24.3	218	118.8
⑪調理員	172	181	66.3	842	350.9	1,195	589.2
⑫送迎運転手	42	29	10.9	811	283.7	882	336.6
⑬事務員	488	485	214.7	290	153.0	1,263	855.7
⑭その他職種	454	70	43.1	388	173.4	912	670.5
合 計	14,779	5,717	3,658.2	11,571	5,782.1	32,067	24,219.3

表７－４は、障害者支援施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害者支援施設の直接支援職員に関して、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員は、常勤専従が25,397人67.4%（前年度66.7%）、非常勤が7,510人19.9%（前年度19.2%）であった。職業指導員・就労支援員は、常勤専従が319人56.5%（前年度57.9%）、非常勤が164人29.0%（前年度26.7%）であった。看護師・保健師は、常勤専従が1,499人63.9%（前年度63.8%）、非常勤が489人20.8%（前年度20.8%）であった。障害者支援施設では、看護師・保健師の常勤専従の割合が障害児入所施設より３ポイント程度低いものの、児童発達支援センターや日中活動事業所に比べて高いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が92.3%（前年度92.1%）、職業指導員・就労支援員が1.2%（前年度1.4%）、看護師・保健師が5.4%（前年度5.4%）であり、生活支援員・児童指導員の常勤専従者に占める割合が突出して高いことがわかる。

以上、表７－１から表７－４の直接支援職員小計より、常勤専従者の割合を事業所種別で見ると、障害児入所施設が74.5%（前年度78.1%）、児童発達支援センターが57.0%（前年度58.2%）、日中活動事業所が49.3%（前年度49.6%）、障害者支援施設が66.7%（前年度66.3%）であり、入所系の事業所の方が通所系のそれよりも常勤専従者の割合が高いことがわかる。

表７－４ 障害者支援施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計	常勤換算 後の計
①施設長・管理者	675	534	309.2	20	14.5	1,229	998.7
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,433	540	275.5	16	7.8	1,989	1,716.3
③保育士	216	73	61.5	64	43.9	353	321.4
④生活支援員・児童指導員	25,397	4,783	3,787.5	7,510	4,614.6	37,690	33,799.1
⑤職業指導員・就労支援員	319	82	49.7	164	92.4	565	461.1
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	1,499	358	273.0	489	242.9	2,346	2,014.9
⑦その他（ＯＴ（作業療法士）、ＳＴ（言語聴覚士）、ＰＴ（理学療法士）、心理担当職員等）	87	80	47.4	117	27.5	284	161.9
直接支援職員小計	27,518	5,376	4,219.1	8,344	5,021.3	41,238	36,758.4
⑧医師	11	18	4.0	239	27.8	268	42.8
⑨管理栄養士	537	102	75.9	25	14.4	664	627.3
⑩栄養士	482	111	70.9	48	20.9	641	573.8
⑪調理員	1,610	329	247.9	884	467.9	2,823	2,325.8
⑫送迎運転手	42	9	6.1	151	64.4	202	112.5
⑬事務員	1,772	641	361.4	357	208.8	2,770	2,342.2
⑭その他職種	298	60	34.9	796	403.9	1,154	736.8
合 計	34,378	7,720	5,604.9	10,880	6,251.7	52,978	46,234.6

表７－５は、事業所種別毎に直接支援職員の配置義務員数と実際の配置状況を示したものである。

常勤専従者に注目してみると、障害児入所施設が113%（前年度132%）、児童発達支援センターが102%（前年度87%）、障害者支援施設が101%（前年度99%）で常勤専従者のみでその配置義務員数を満たしている。しかし、日中活動事業所は78%（前年度77%）であり、常勤兼務職員や非常勤職員を加えて必要な配置義務員数を満たしていることがわかる。

事業所種別毎に常勤換算後の計と配置義務員数とを比較してみると、障害児入所施設は134%（前年度153%）、児童発達支援センターは151%（前年度124%）、日中活動事業所は129%（前年度125%）、障

害者支援施設は135%（前年度133%）となっており、どの事業所種別も配置義務員数を大きく超えて運営されていることがわかる。

表7-5 直接支援職員の状況（配置義務員数に回答のあった施設のみ集計）

直接支援職員	有効回答 事業所実 数 (A)	指定基準 上の配置 義務員数 (B)	1施設あた りの配置 義務員数 (B)／(A)	常勤専従 (C)	常勤専従 の配置率 (C)／(B)	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	常勤 換算後 の計 (D)	常勤 換算後 の配置率 (D)／(B)
障害児入所施設	97	1,263	13.0	1,426	113%	260	135.3	232	127.7	1,689.0	134%
児童発達支援センター	86	852	9.9	871	102%	162	126.1	568	290.3	1,287.4	151%
日中活動事業所	1,026	9,040	8.8	7,081	78%	1,527	1,527.9	5,581	3,039.4	11,648.3	129%
障害者支援施設	702	16,027	22.8	16,257	101%	2,639	2,639.9	4,824	2,783.1	21,680.0	135%

〔7〕 職員の年齢・性別並びに勤務年数

表8は、職員の年齢と性別毎に正規・非正規の割合を示したものである。

正規職員の割合は、男性75.9%（前年度76.3%）に対して、女性は59.0%（前年度59.2%）と低く、男女合計は65.8%（前年度66.1%）であった。

非正規化が進んだのは、男性の20歳未満の階層で41.9%（前年度31.3%）、女性の20代で12.3%（前年度11.9%）であった。加えて70歳以上の階層については女性の非正規化がうかがえるが、女性のほとんどの階層において正規化が進んでいる。年代別では、男性は正規職員の割合が20代から40代まで90%前後、50代でも83.8%であるのに対し、女性は20代の87.7%（前年度88.1%）をピークに30代で73.6%、40～50代では60%前後にまで低減している。また、60歳を境に男女とも正規と非正規の割合が逆転しているのは、やはり60歳での定年退職と期限付き再任用という非正規化によるものと推察できる。

表9は、同一法人内での勤務年数毎に正規職員・非正規職員の割合を示したものである。

男女ともに勤務年数が短いほど非正規職員の割合が高く、雇用されて1年に満たない職員においては、前々年度47.6%、前年度47.9%、今年度49.7%であり、全体の約半数が非正規職員となっている。また、その傾向は女性に顕著で、1年未満、3年未満で5割前後（52.6%、46.4%）が非正規職員であった。

表8 年齢と性別

(人・下段は%)

		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計
男性	正規	50 58.1	4,345 89.0	7,567 92.6	7,936 91.2	5,885 83.8	1,582 47.2	614 23.0	299 12.5	28,278 75.9
	非正規	36 41.9	539 11.0	601 7.4	770 8.8	1,139 16.2	1,772 52.8	2,052 77.0	2,093 87.5	9,002 24.1
女性	正規	119 73.9	6,489 87.7	6,547 73.6	8,541 63.4	8,082 57.4	1,820 33.4	440 14.5	169 8.0	32,207 59.0
	非正規	42 26.1	910 12.3	2,352 26.4	4,929 36.6	6,007 42.6	3,634 66.6	2,599 85.5	1,938 92.0	22,411 41.0
計	正規	169 68.4	10,834 88.2	14,114 82.7	16,477 74.3	13,967 66.2	3,402 38.6	1,054 18.5	468 10.4	60,485 65.8
	非正規	78 31.6	1,449 11.8	2,953 17.3	5,699 25.7	7,146 33.8	5,406 61.4	4,651 81.5	4,031 89.6	31,413 34.2

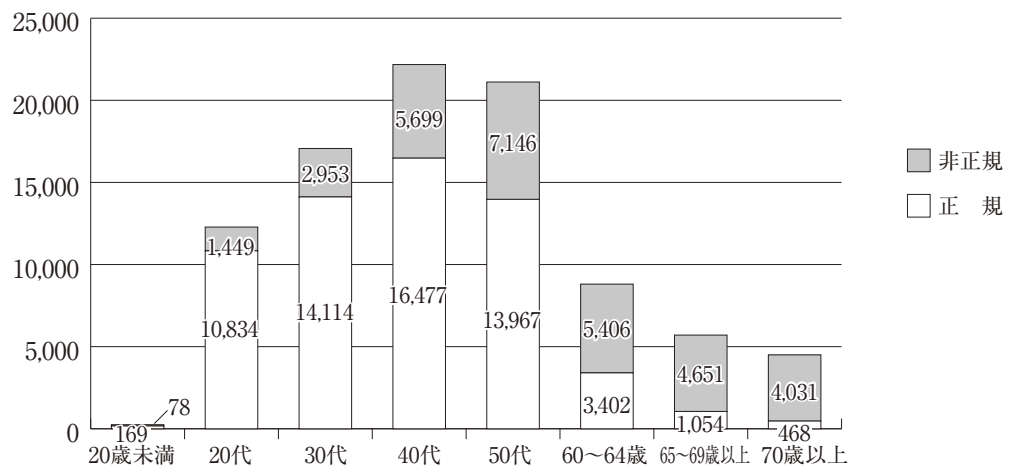
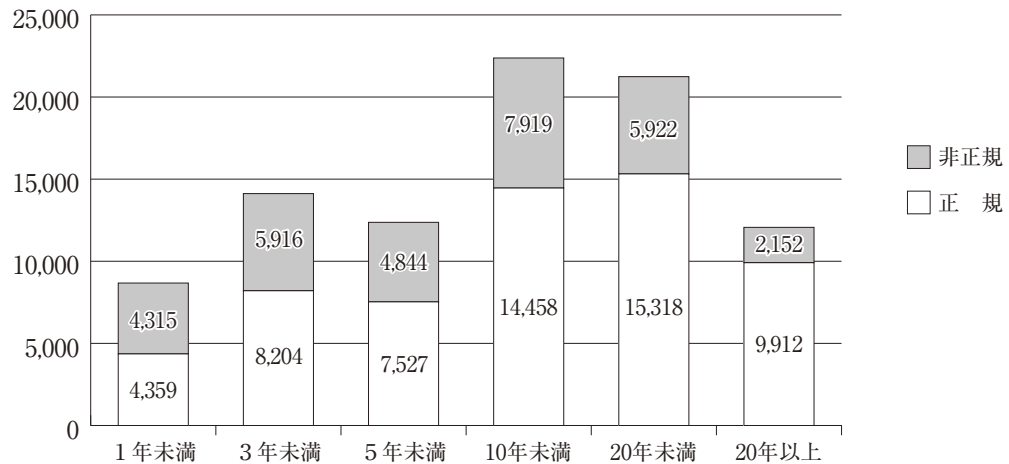


表9 同一法人内での勤務年数

(人・下段は%)

		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
男性	正規	1,748 55.1	3,516 65.5	3,231 69.1	6,641 75.8	7,456 84.4	5,366 88.7	27,958 75.8
	非正規	1,422 44.9	1,851 34.5	1,448 30.9	2,116 24.2	1,381 15.6	684 11.3	8,902 24.2
女性	正規	2,611 47.4	4,688 53.6	4,296 55.9	7,817 57.4	7,862 63.4	4,546 75.6	31,820 58.9
	非正規	2,893 52.6	4,065 46.4	3,396 44.1	5,803 42.6	4,541 36.6	1,468 24.4	22,166 41.1
計	正規	4,359 50.3	8,204 58.1	7,527 60.8	14,458 64.6	15,318 72.1	9,912 82.2	59,778 65.8
	非正規	4,315 49.7	5,916 41.9	4,844 39.2	7,919 35.4	5,922 27.9	2,152 17.8	31,068 34.2



〔8〕 夜間職員の勤務状況

表10は、障害児入所施設及び障害者支援施設の夜間職員の勤務形態を示したものである。

夜間職員の勤務形態について見ると、「夜勤体制のみ」は障害児入所施設が82か所54.7%（前年度57.2%）、障害者支援施設が942か所80.4%（前年度81.1%）と、障害児入所施設の方がその割合は低かった。一方、「夜勤体制と宿直体制併用」では障害児入所施設で68か所45.3%（前年度42.8%）、障害者支援施設は229か所19.6%（前年度18.9%）となっており、障害児入所施設の方がその割合は高かった。「夜勤体制と宿直体制併用」が前年度に対して微増している。

また、1事業所における夜間勤務平均職員数は、障害児入所施設で2.8人（前年度2.6人）、障害者支援施設では3.0人（前年度3.0人）となっており、1人の夜間勤務職員がみる利用者の平均人数は、障害児入所施設で11.6人（前年度12.8人）、障害者支援施設で17.8人（前年度17.9人）となっている。

表10 夜間職員の勤務形態

		障害児入所施設	障害者支援施設	計
夜勤体制のみ	事業所数	82	942	1,024
	割合	54.7%	80.4%	77.5%
	夜間職員総数（※1）	204	2,732	2,936
	1事業所平均職員数（※2）	2.5	2.9	2.9
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数（※3）	13.0	18.0	17.7
夜勤体制と宿直体制 併用	事業所数	68	229	297
	割合	45.3%	19.6%	22.5%
	夜間職員総数	216	795	1,011
	うち夜勤	101	500	601
	うち宿直	107	273	380
	不明・無回答	8	22	30
	1事業所平均職員数	3.2	3.5	3.4
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	10.2	17.2	16.5
全体（無回答除く）	事業所数	150	1,171	1,321
	割合	100%	100%	100%
	夜間職員総数	420	3,527	3,947
	1事業所平均職員数	2.8	3.0	3.0
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	11.6	17.8	17.2

（※1）夜間職員総数は、各事業所の1日あたりの勤務人数の合計

（※2）1事業所平均職員数は、夜間職員総数を事業所数で割り返したもの

（※3）1人の夜間職員がみる利用者の平均人数は、夜間の現員÷夜間職員総数

〔9〕外国人労働者の採用状況

表11は、外国人労働者（特定技能・技能実習生等を含む）の採用状況を施設・事業所種別毎に表したものである。外国人労働者を「現在採用している」と回答があったのは、全体では5.7%（180か所）で、「採用していない」が79.7%（2,529か所）であった。事業所種別では障害者支援施設が10.3%（122か所）と最も高く、10か所に1か所程度が採用している状況であることがわかる。

また採用している人数は、採用している事業所全体で389人であり、平均すると1事業所当たり2.2人で、前年度の1.8人から0.4人多くなっている。その雇用形態を見てみると、「常勤」が296人76.1%（前年度65.6%）で、「非常勤」が93人23.9%（前年度34.4%）となっており、常勤採用が増加している。

一方、「採用していない」と回答した事業所に対しては今後の採用の意向を問うているが、「今後採用する予定又は採用を検討中」が7.2%（181か所）であるのに対し、「今後も採用する予定はない又はわからない」と回答があったのは41.2%（1,043か所）で、福祉人材が不足する中で思慮されている事業所が多いと推察される。また事業所種別で見ると、障害児入所施設では全体の42.4%が「今後も採用する予定はない又はわからない」と回答しており、次いで児童発達支援センターで39.7%、日中活動事業所で32.1%、障害者支援施設で31.9%の順となっており、児童の事業所の方が成人の事業所に比べ、外国人労働者の採用については消極的な様子が見える。

表11 外国人労働者の採用状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
外国人労働者を現在採用している	5 3.2	3 2.3	50 2.9	122 10.3	180 5.7
常勤（人）	8	1	60	227	296
非常勤（人）	0	1	23	69	93
合計（人）	8	2	83	296	389
外国人労働者を採用していない	149 94.3	99 75.6	1,268 74.4	1,013 85.8	2,529 79.7
今後採用する予定 又は採用を検討中	7 4.7	1 1.0	72 5.7	101 10.0	181 7.2
今後も採用する予定 はない又はわからない	67 45.0	52 52.5	547 43.1	377 37.2	1,043 41.2
無回答	4 2.5	29 22.1	387 22.7	45 3.8	465 14.7
合 計	158 100	131 100	1,705 100	1,180 100	3,174 100

[10] 施設・事業所の建物の状況

表12は、施設・事業所の建物の老朽化等による建て替えの必要性を問うたものである。

「建替えの必要あり」は、全体で702か所22.1%（前年度20.3%）と、前年度より62か所（1.8ポイント）増加した。事業種別では、障害児入所施設で39か所24.7%（前年度23.3%）、児童発達支援センターは23か所17.6%（前年度18.9%）、日中活動事業所は275か所16.1%（前年度13.6%）、障害者支援施設は365か所30.9%（前年度29.9%）となっている。なお、「現在建て替え中」は全体で37か所1.2%（前年度1.0%）であった。

表13は障害児入所施設及び障害者支援施設の居室の利用状況を示したものである。「個室利用」は全体で66.3%（前年度64.6%、前々年度62.2%）であり、増加傾向となっている。事業所種別で見ると障害児入所施設が66.5%（前年度65.8%、前々年度69.0%）、障害者支援施設が66.3%（前年度64.5%、前々年度61.8%）であった。「2人部屋利用」は全体で27.2%（障害児入所施設20.4%、障害者支援施設27.8%）となっており、「個室利用」と「2人部屋利用」を合わせた割合は93.6%となっている。一方、「4人部屋利用」以上は3.1%（1,494部屋）であり、減少傾向にあるものの、未だ6千人程の利用者がそこで暮らしていることになる。

表12 施設・事業所の建物の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
老朽化等による 建替えの必要あり	39 24.7	23 17.6	275 16.1	365 30.9	702 22.1
建替えの必要なし	113 71.5	94 71.8	1,255 73.6	764 64.7	2,226 70.1
現在建て替え中	3 1.9	1 0.8	17 1.0	16 1.4	37 1.2
無回答	3 1.9	13 9.9	158 9.3	35 3.0	209 6.6
計	158 100	131 100	1,705 100	1,180 100	3,174 100

※建替えの必要ありと回答した702施設のうち、築年数30年以上が462施設、そのうち50年以上が52施設

表13 入所型施設の居室の状況

(部屋数・下段は%)

	障害児入所施設	障害者支援施設	計
個室利用	2,296 66.5	29,749 66.3	32,045 66.3
2人部屋利用	703 20.4	12,459 27.8	13,162 27.2
3人部屋利用	168 4.9	1,447 3.2	1,615 3.3
4人部屋利用	256 7.4	1,184 2.6	1,440 3.0
5人以上利用	31 0.9	23 0.1	54 0.1
計	3,454 100	44,862 100	48,316 100

[11] 主な加算・減算の状況

表14は施設・事業所種別毎に主な加算・減算の状況を示したものである。事業所種別によって取得できる加算は異なるものの、概ね取得できている加算として福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅲ）が2,928か所92.2%（前年度91.6%）ある。また、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ～Ⅲ）が2,830か所89.2%（前年度90.4%）、送迎加算1,461か所85.7%（前年度83.5%）、食事提供体制加算1,398か所76.1%（前年度75.4%）となっている。その他令和2年度から集計を始めた特定処遇改善加算は、2,169か所68.3%（前年度64.5%、前々年度53.4%）と年々増加している。

また、入所系事業所における重度障害者支援加算（Ⅱ）は761か所56.9%（前年度56.7%）で微増傾向、平成30年度より新設された生活介護事業で取得可能な重度障害者支援加算については、512か所30.0%（前年度28.3%、前々年度25.7%）と年々増加している。

なお、日中活動と障害者支援施設における人員配置体制加算も微増傾向にあり、約半数の1,404か所48.7%が取得している。

表14 主な加算・減算の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	110 69.6	68 51.9	1,338 78.5	927 78.6	2,443 77.0
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	10 6.3	6 4.6	119 7.0	97 8.2	232 7.3
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	9 5.7	9 6.9	139 8.2	96 8.1	253 8.0
特定処遇改善加算（Ⅰ）	99 62.7	65 49.6	1,045 61.3	774 65.6	1,983 62.5
特定処遇改善加算（Ⅱ）	4 2.5	2 1.5	94 5.5	86 7.3	186 5.9
福祉・介護職員等ベースアップ等 支援加算	105 66.5	68 51.9	1,198 70.3	890 75.4	2,261 71.2
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	60 38.0	37 28.2	731 42.9	623 52.8	1,451 45.7
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	19 12.0	7 5.3	234 13.7	161 13.6	421 13.3
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	58 36.7	60 45.8	553 32.4	287 24.3	958 30.2
夜勤職員配置体制加算				544 46.1	544 46.1
重度障害者支援加算（Ⅰ）	71 44.9			121 10.3	192 14.3
重度障害者支援加算（Ⅱ）	27 17.1			734 62.2	761 56.9
人員配置体制加算			547 32.1	857 72.6	1,404 48.7
1対1.7			246	484	730
1対2.0			122	220	342
1対2.5			179	173	352
重度障害者支援加算			512 30.0		512 30.0
食事提供体制加算		116 88.5	1,282 75.2		1,398 76.1
送迎加算			1,461 85.7		1,461 85.7
延長支援加算		20 15.3	95 5.6		115 6.3
開所時間減算		15 11.5	49 2.9		64 3.5
事業所実数	158 100	131 100	1,705 100	1,180 100	3,174 100

[12] 自法人での法人後見の実施状況

表15は事業所種別毎に自法人における法人後見（成年後見）の実施状況を示したものである。（本調査は事業所単位で回答を求めているものであるが、本設問では自法人での実施状況を問うているため、同一法人の複数事業所が重複して回答している場合がある。）

「実施している」と回答したのは147か所（前年度127か所）で、全体の4.6％（前年度4.0％）であった。

表15 自法人での法人後見の実施状況

（事業所数・下段は％）

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
実施している	9	8	80	50	147
	5.7	6.1	4.7	4.2	4.6
実施していない	147	114	1,585	1,116	2,962
	93.0	87.0	93.0	94.6	93.3
無回答	2	9	40	14	65
	1.3	6.9	2.3	1.2	2.0
計	158	131	1,705	1,180	3,174
	100	100	100	100	100

[13] 短期入所の状況

短期入所の実施状況

表16は障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業（併設型・空床型）の実施状況（重複計上）である。全体の93.9％（障害児入所施設91.1％，障害者支援施設94.2％）が短期入所事業を実施しており，この数値は新型コロナウイルス感染拡大前と比較しても大きな変動はなく，入所系に対する短期入所のニーズの高さがうかがえる。

表16 短期入所の実施状況

（事業所数・下段は％）

		実施している			実施していない	無回答	計
		併設型	空床利用型	無回答			
障害児入所施設	144	84	69	14	8	6	158
	91.1	58.3	47.9	9.7	5.1	3.8	100
障害者支援施設	1,112	904	280	100	51	17	1,180
	94.2	81.3	25.2	9.0	4.3	1.4	100
計	1,256	988	349	114	59	23	1,338
	93.9	78.7	27.8	9.1	4.4	1.7	100

表17は，障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業の「併設型」を定員規模別に表したものである。

併設型は短期入所を実施していると回答した施設全体の78.7％（988か所）であった。定員規模は，4人が294か所29.8％（前年度28.9％）と最も多く，児・者別に見ても4人を含む上位3項目は定員5人以下の規模であった。一方，定員10人以上は障害児入所施設で10か所11.9％（前年度7.8％），障害者支援施設においては64か所7.1％（前年度7.2％）であった。

表17 定員規模別併設型事業所数

(事業所数・下段は%)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11～15人	16人以上	無回答	計
障害児入所施設	1 1.2	16 19.0	9 10.7	25 29.8	12 14.3	7 8.3	1 1.2	3 3.6		7 8.3	1 1.2	2 2.4		84 100
障害者支援施設	21 2.3	201 22.2	80 8.8	269 29.8	105 11.6	93 10.3	23 2.5	35 3.9	9 1.0	40 4.4	14 1.5	10 1.1	4 0.4	904 100
事業所数	22 2.2	217 22.0	89 9.0	294 29.8	117 11.8	100 10.1	24 2.4	38 3.8	9 0.9	47 4.8	15 1.5	12 1.2	4 0.4	988 100

表18－1は令和5年4月～令和5年6月までの3か月間における短期入所の利用実績を見・者施設毎に整理したものである。全体では、3か月間に11,195人、36,529回（件）（前年度9,113人、28,158回（件））、短期入所を利用していた。新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度の20,704人、64,098回（件）と比較すると、「実施している」と回答があった事業所数は1割弱少ないものの、利用実人数、利用延べ件数ともに半数程度にとどまっており、今年度は若干回復傾向ではあるが、令和2年度の調査以降、同様の状態が続いている。

利用延べ件数のうち、地域生活支援拠点等に係る加算のひとつである「緊急短期入所受入加算（Ⅰ）」を取得した件数は439件1.2%（前年度2.0%、前々年度3.2%）で、年々減少している。

また、利用延べ件数を利用実人数で割り返し1人あたりの平均利用回（件）数を見ると、全体では3.3回（件）（前年度3.1回（件）、令和元年度3.1回（件））、障害者支援施設3.4回（件）（前年度3.2回（件）、令和元年度3.1回（件））、障害児入所施設2.5回（件）（前年度2.5回（件）、令和元年度2.7回（件））であり、一見新型コロナウイルス感染拡大前とさほど変化がないように見える。しかし、利用実人数11,195人を表16の短期入所実施事業所数1,256か所で割り返し、1事業所あたりの短期入所利用実人数の平均を出すと、全体では8.9人（前年度7.3人、令和元年度15.3人）で、障害者支援施設8.7人（前年度7.2人、令和元年度15.4人）、障害児入所施設10.3人（前年度8.4人、令和元年度15.1人）となっており、若干新型コロナウイルス感染拡大前の数値に戻つつあるものの、その6割程度にとどまっている。

表18－1 利用実績（令和5年4月～令和5年6月までの3か月間）

	利用実人数	利用件数（延べ）		利用泊数（延べ）	1人当たりの 平均利用件数	1事業所当たりの 利用実人数
			うち緊急利用加算を取得した件数			
障害児入所施設	1,489 13.3	3,704 10.1	10 2.3	10,679 7.7	2.5	10.3
障害者支援施設	9,706 86.7	32,825 89.9	429 97.7	128,228 92.3	3.4	8.7
計	11,195 100	36,529 100	439 100	138,907 100	3.3	8.9

表18-2 表18-1の利用件数（延べ）の内訳

(利用件数・下段は%)

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～28泊	29泊以上	不明	計
障害児入所施設	2,058	705	312	351	88	51	69	70	3,704
	55.6	19.0	8.4	9.5	2.4	1.4	1.9	1.9	100
障害者支援施設	15,165	5,910	2,266	2,919	913	471	1,336	3,845	32,825
	46.2	18.0	6.9	8.9	2.8	1.4	4.1	11.7	100
計	17,223	6,615	2,578	3,270	1,001	522	1,405	3,915	36,529
	47.1	18.1	7.1	9.0	2.7	1.4	3.8	10.7	100

表18-2は上記3か月間における利用件数（延べ）の内訳（1回あたりの期間）を児・者施設毎に整理したものである。全体では、1位1泊47.1%、2位2泊18.1%となっており、1～2泊で全体の65.3%、6泊以内で全体の81.3%を占めている。一方で、29泊以上は1,405件3.8%（前年度4.3%、前々年度7.1%）となっており、若干回復傾向にはあるものの、新型コロナウイルス感染拡大前（令和元年度1.9%）と比較すると1回あたりの利用期間が長い傾向が続いている。

表19は調査基準日現在（令和5年6月1日）利用中の児・者の最長利用泊数を児・者施設毎に整理したものである。調査基準日現在、利用中の児・者は963人であったが、短期入所サービスの連続利用期間上限である30泊以上の利用は326人33.9%（前年度45.0%、前々年度47.2%）であり、さらに平成30年度から規制がかかった年間利用日数180日を超える180泊以上の利用も18人1.9%（前年度12.8%、前々年度14.1%）となっている。

一方で、どちらの数値も年々減少しているが、新型コロナウイルス感染症発生に大きく影響を受けていたと思われ、感染拡大前と比較すると、令和元年度の30泊以上の利用は30.3%で今年度はほぼ同率であり、180泊以上の利用は7.2%で大きく減少している。

表19 現在利用中（滞在中）の児者の最長泊数

(利用件数・下段は%)

	～7泊	8～14泊	15～19泊	20～29泊	30～59泊	60～89泊	90～179泊	180泊以上	計
障害児入所施設	39	15	5	11	14	10	10	1	105
	37.1	14.3	4.8	10.5	13.3	9.5	9.5	1.0	100
障害者支援施設	282	119	69	97	152	55	67	17	858
	32.9	13.9	8.0	11.3	17.7	6.4	7.8	2.0	100
計	321	134	74	108	166	65	77	18	963
	33.3	13.9	7.7	11.2	17.2	6.7	8.0	1.9	100

表20は、3か月間で最長支給期間の180泊以上連続で利用した児・者の理由（複数選択有り）をまとめたものである。488事業所から865件の回答を得たが、理由の1位は「障害者支援施設への入所待機のため」の52.6%（223事業所・455件）で、2位は「地域での自立した生活をするための事前準備のため」の19.9%（102事業所・172件）であった。障害者支援施設、グループホーム、その他の福祉施設等への「入所入居待機」が理由の利用は61.4%（287事業所・531件）となっており、おそらくこの6割を超える入所・入居待機群の中には、1年を超えて利用している人達も多くいると推察される。

表20 年間180日以上利用した方の理由

(下段は%)

			障害児入所施設	障害者支援施設	計
入所入居待機	障害者支援施設への入所待機のため	事業所数	9 36.0	214 46.2	223 45.7
		人数	18 42.9	437 53.1	455 52.6
	グループホームへの入居待機のため	事業所数	3 12.0	44 9.5	47 9.6
		人数	3 7.1	56 6.8	59 6.8
	その他福祉施設等への入所待機のため	事業所数	1 4.0	16 3.5	17 3.5
		人数	1 2.4	16 1.9	17 2.0
	本人・家族等	本人の健康状態の維持管理のため	1 4.0	10 2.2	11 2.3
			1 2.4	40 4.9	41 4.7
		家族の病気等のため	3 12.0	32 6.9	35 7.2
			4 9.5	36 4.4	40 4.6
	地域での自立した生活をするための事前準備のため	事業所数	4 16.0	98 21.2	102 20.9
		人数	7 16.7	165 20.0	172 19.9
その他		事業所数	4 16.0	49 10.6	53 10.9
		人数	8 19.0	73 8.9	81 9.4
	計	事業所数	25	463	488
			人数	823	865

[14] 職員の資格取得・処遇の状況

資格取得・処遇の状況

[職員の資格取得状況]

表21は、職員の資格取得（所持）状況（重複計上）を施設・事業所種別毎に表したものである。施設・事業所種別によってその取得数の順位は異なるが、全体では1位介護福祉士26.3%（前年度25.3%，前々年度24.5%），2位保育士11.6%（前年度11.6%，前々年度11.9%），3位に社会福祉士9.1%（前年度8.3%，前々年度8.5%），4位に介護職員初任者研修修了8.3%（前年度8.3%，前々年度9.5%）で介護福祉士は年々微増している。

障害児入所施設，児童発達支援センターで見ると，1位保育士44.8%（前年度46.4%），2位介護福祉士11.8%（前年度10.3%），3位社会福祉士9.6%（前年度8.1%）となっており，障害者支援施設，日中活動事業所では，1位介護福祉士27.7%（前年度26.6%），2位社会福祉士9.1%（前年度8.3%），3位介護職員初任者研修修了8.8%（前年度8.8%）の順となっている。

表21 職員の資格取得状況

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	575	121	5,488	12,478	18,662	26.3
社会福祉士	383	186	2,402	3,512	6,483	9.1
精神保健福祉士	87	22	575	875	1,559	2.2
保育士	1,188	1,456	1,583	3,978	8,205	11.6
知的障害援助専門員	24	7	368	630	1,029	1.5
知的障害福祉士	4	3	46	79	132	0.2
介護職員初任者研修修了	116	39	2,436	3,268	5,859	8.3
その他	118	168	666	1,139	2,091	3.0
直接支援職員実数	3,529	2,376	23,714	41,238	70,857	100

表22は、施設・事業所で取得を促進している資格について示したものであるが、全体では、介護福祉士が2,345か所73.9%（前年度73.8%）、社会福祉士が2,267か所71.4%（前年度72.6%）、精神保健福祉士が1,334か所42.0%（前年度41.5%）と、いわゆる三福祉士といわれる資格が上位3位である。これらの資格は福祉専門職員配置等加算の要件に該当する資格であることが影響していると推測される。

なお、障害児入所施設と児童発達支援センターにおいては、精神保健福祉士ではなく保育士がそれぞれ3位と2位に入っていた。

表22 取得を促進している資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	81	35	1,226	1,003	2,345	73.9
社会福祉士	106	64	1,196	901	2,267	71.4
精神保健福祉士	62	28	713	531	1,334	42.0
保育士	78	56	167	143	444	14.0
知的障害援助専門員	8	12	197	166	383	12.1
知的障害福祉士	2	2	80	68	152	4.8
介護職員初任者研修修了	10	5	246	154	415	13.1
その他	23	10	109	114	256	8.1
事業所実数	158	131	1,705	1,180	3,174	100

[資格取得への支援及び資格取得者への処遇]

表23・表24は資格取得への支援及び取得後の処遇の内容について表したものである（重複計上）。最も多かったのは「給与手当への反映」2,031か所64.0%（前年度63.8%）で、全体の6割強となっている。次いで、「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」が1,076か所33.9%（前年度34.5%）、「資格取得一時金として1回のみ支給」743か所23.4%（前年度23.6%）、「昇進昇格等処遇への反映」546か所17.2%（前年度16.8%）の順であった。

表24は「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」を実施している事業所の補助内容を表しており、「全額補助」は227か所21.1%（前年度19.4%）、「一部補助」は710か所66.0%（前年度68.3%）であった。

表23 資格取得への支援・処遇の内容

(重複回答)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
受講料・交通費等受講に係る費用の補助	43	42	601	390	1,076	33.9
資格取得一時金として1回のみ支給	41	28	375	299	743	23.4
昇進昇格等処遇への反映	16	22	279	229	546	17.2
給与手当への反映	77	43	1,121	790	2,031	64.0
その他	24	6	131	124	285	9.0
事業所実数	158	131	1,705	1,180	3,174	100

表24 受講料・交通費等受講に係る費用の補助

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
全額補助	14	15	116	82	227	21.1
一部補助	23	20	414	253	710	66.0
その他	4	8	50	48	110	10.2
補助ありの事業所実数	43	42	601	390	1,076	100

表25は表23で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した事業所の、その対象としている資格について事業所種別毎に整理したものである。全体では圧倒的に三福祉士が多く、介護福祉士1,888か所93.0%（前年度92.3%）社会福祉士1,874か所92.3%（前年度91.2%）、精神保健福祉士1,546か所76.1%（前年度74.1%）の順で、次いで保育士755か所37.2%（前年度35.8%）となっている。

表25 資格取得後手当等を支給された資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
介護福祉士	69	33	1,033	753	1,888
	89.6	76.7	92.1	95.3	93.0
社会福祉士	70	37	1,021	746	1,874
	90.9	86.0	91.1	94.4	92.3
精神保健福祉士	60	26	845	615	1,546
	77.9	60.5	75.4	77.8	76.1
保育士	50	25	397	283	755
	64.9	58.1	35.4	35.8	37.2
知的障害援助専門員	8	3	89	85	185
	10.4	7.0	7.9	10.8	9.1
知的障害福祉士	5		37	51	93
	6.5		3.3	6.5	4.6
介護職員初任者研修修了	15	2	149	93	259
	19.5	4.7	13.3	11.8	12.8
その他	23	18	246	185	472
	29.9	41.9	21.9	23.4	23.2
給与手当への反映事業所数	77	43	1,121	790	2,031

表26は表23で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した事業所が、毎月定額で給与に支給される金額を資格毎に整理したものである。

介護福祉士は「3,001～5,000円」が最も多く、次いで「1～3,000円」「5,001～10,000円」の順となっている。社会福祉士・精神保健福祉士では「5,001～10,000円」が最も多く、次いで「3,001～5,000円」「1～3,000円」の順となっている。保育士は「1～3,000円」が最も多く、次いで「3,001～5,000円」「5,001～10,000円」の順となっている。

表26 定額で給与に毎月支給される場合の金額と資格

	1～ 3,000円	3,001～ 5,000円	5,001～ 10,000円	10,001～ 20,000円	20,001円 以上	計	給与手当へ の反映事業 所数（％）	有効回答事 業所数 （％）
介護福祉士	661 35.0	676 35.8	467 24.7	70 3.7	14 0.7	1,888 100	93.0	59.5
社会福祉士	476 25.4	566 30.2	619 33.0	177 9.4	36 1.9	1,874 100	92.3	59.0
精神保健福祉士	440 28.5	466 30.1	495 32.0	121 7.8	24 1.6	1,546 100	76.1	48.7
保育士	287 38.0	254 33.6	172 22.8	30 4.0	12 1.6	755 100	37.2	23.8
知的障害援助専門員	121 65.4	43 23.2	16 8.6	2 1.1	3 1.6	185 100	9.1	5.8
知的障害福祉士	37 39.8	25 26.9	25 26.9	4 4.3	2 2.2	93 100	4.6	2.9
介護職員初任者研修 修了	188 72.6	43 16.6	17 6.6	7 2.7	4 1.5	259 100	12.8	8.2
その他	204 43.2	134 28.4	98 20.8	28 5.9	8 1.7	472 100	23.2	14.9
事業所実数	-	-	-	-	-	-	2,031	3,174

表27は表23で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した事業所に対し、複数の資格を取得した場合、支給される金額に上限設定が有るか無いかを尋ね整理したものである。支給に「上限がある」と回答したのは1,258か所70.4％（前年度66.0％）,「上限はない」と回答したのは201か所11.3％（前年度9.8％）と増加がみられる。

表27 複数資格取得の場合の支給金額の上限の有無

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	％
上限がある	46	27	659	526	1,258	70.4
上限はない	12	4	109	76	201	11.3
無回答	7	8	207	105	327	18.3
計	65	39	975	707	1,786	100

Ⅲ 調査結果B（令和5年度）

1. 定員と現在員

表28 定員規模別施設数とその構成比

（施設数・下段は％）

			～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61～100人	101～150人	151～200人	201人～	計	
児童福祉法	障害児入所施設		49 31.4	48 30.8	22 14.1	15 9.6	11 7.1	8 5.1	2 1.3	1 0.6		156 100	
	児童発達支援センター		21 16.2	59 45.4	24 18.5	18 13.8	1 0.8	6 4.6	1 0.8			130 100	
	計（Ⅰ）		70 24.5	107 37.4	46 16.1	33 11.5	12 4.2	14 4.9	3 1.0	1 0.3		286 100	
	障害者 総合 支援 法	日中系 単独型	療養介護										
			生活介護	253 15.1	143 8.6	443 26.5	220 13.2	344 20.6	219 13.1	35 2.1	5 0.3	8 0.5	1,670 100
自立訓練			5 38.5	5 38.5	2 15.4		1 7.7					13 100	
就労移行支援			4 100									4 100	
就労継続支援A型			17 77.3	2 9.1	2 9.1		1 4.5					22 100	
就労継続支援B型			173 51.0	41 12.1	92 27.1	12 3.5	19 5.6	2 0.6				339 100	
計			452 22.1	191 9.3	539 26.3	232 11.3	365 17.8	221 10.8	35 1.7	5 0.2	8 0.4	2,048 100	
多機能型事業所		88 10.1	71 8.1	343 39.3	67 7.7	179 20.5	98 11.2	17 1.9	5 0.6	4 0.5	872 100		
計（Ⅱ）		540 18.5	262 9.0	882 30.2	299 10.2	544 18.6	319 10.9	52 1.8	10 0.3	12 0.4	2,920 100		
うち施設入所支援		11 0.9	129 10.6	350 28.8	287 23.6	201 16.6	194 16.0	30 2.5	3 0.2	9 0.7	1,214 100		
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		610 19.0	369 11.5	928 28.9	332 10.4	556 17.3	333 10.4	55 1.7	11 0.3	12 0.4	3,206 100		

表28は定員規模別事業所数とその構成比を示したものである。

前年度と比較すると、定員30人以下の事業所は30.5％（979か所）と0.6ポイント減少した。一方、31～50人の事業所は0.6ポイント増加し39.3％（1,260か所）、51～100人の事業所も0.2ポイント増加し27.7％（889か所）であった。101～200人の事業所は0.2ポイント減少し2.1％（66か所）であった。

日中系事業（単独・多機能型及び施設入所支援を実施する事業所を含む）では31～40人の階層の構成比が最も高く30.2％（882か所）、次いで51～60人の階層18.6％（544か所）、20人以下の階層18.5％（540か所）、61～100人の階層10.9％（319か所）、41～50人の階層10.2％（299か所）の順であった。

日中系事業の単独型事業所を種別毎に見ると、生活介護は、日中系事業全体と同じく31～40人の階層が26.5％と最も高く、次いで51～60人の階層で20.6％となっており、報酬の区切りとなる階層が高くなっていることがわかる。一方、就労移行支援や就労継続支援A型では20人以下の階層が大半（100％、77.3％）を占めていた。

なお、居住の場である施設入所支援においては、31～40人の階層が28.8％（350か所）と最も高く、次いで41～50人の階層が23.6％（287か所）となっており、この2階層で52.5％と約半数を占めていた。また、51～100人では32.5％（395か所）となっており、101人以上も3.5％（42か所）であった。

表29 定員と現在員

施設種別		定員	現在員（措置・契約）			令和5年度 充足率（A）	令和4年度 充足率（B）	（A）－（B） 充足率増減
			男	女	計			
児童福祉法	障害児入所施設	5,477	2,662	1,187	3,849	70.3	74.0	▲ 3.7
	児童発達支援センター	4,566	4,581	1,528	6,109	133.8	130.9	2.9
	計（Ⅰ）	10,043	7,243	2,715	9,958	99.2	101.0	▲ 1.8
障害者総合支援法	療養介護							
	生活介護	104,402	64,175	40,693	104,868	100.4	100.9	▲ 0.5
	自立訓練	1,149	487	257	744	64.8	63.4	1.4
	就労移行支援	1,861	689	391	1,080	58.0	60.2	▲ 2.2
	就労継続支援A型	1,075	689	286	975	90.7	88.7	2.0
	就労継続支援B型	27,758	18,283	10,493	28,776	103.7	103.6	0.1
	計（Ⅱ）	136,245	84,323	52,120	136,443	100.1	100.5	▲ 0.3
	うち施設入所支援	66,588	38,146	25,144	63,290	95.0	95.7	▲ 0.7
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		146,288	91,566	54,835	146,401	100.1	100.5	▲ 0.4

表29は定員に対する現在員の割合（充足率）を示したものである。全体で見ると、前年度（100.5%）より0.4ポイント減少し100.1%であった。

児童福祉法の事業については、障害児入所施設は70.3%と対前年比3.7ポイント減少し、児童発達支援センターについては133.8%と前年度（130.9%）から2.9ポイント増加した。

成人の日中系事業全体で見ると、充足率は100.1%（前年度100.5%）であった。事業種別毎に見ると、生活介護100.4%、自立訓練64.8%、就労移行支援58.0%、就労継続支援A型90.7%、就労継続支援B型103.7%と事業によって充足率にばらつきがあることがわかる。特に、利用期限に定めのある自立訓練、就労移行支援は低率であった。

なお、施設入所支援の充足率は95.0%（前年度95.7%）であった。

2. 年齢別施設利用者数

表30は年齢別利用者数を事業種別毎に示したものであり、その概況は次のとおりである。

まず全体で見ると、利用者の最も多い年齢階層は40～49歳の階層で、次いで50～59歳、30～39歳、20～29歳の順になっており、この4階層だけで71.6%を占めている。

また、知的障害関係事業所の利用者の中に60歳以上の占める割合は、毎年僅かずつ高くなっており、今年は19.4%と前年度19.2%に比して0.2ポイント増加していた。利用者の年齢構成においても徐々に高齢化が広がってきているといえる。なお、今年の65歳以上の高齢利用者は全体で18,916人であるが、そのうち75.2%（14,221人）は施設入所支援に在籍している。

全体の男女差を見ると、男性が62.5%を占め、例年通りの比率であった。これを年齢階層別に見ると、60歳以上で男性52.5%、女性47.5%のほぼ半々である。18～60歳未満では男性が64.2%で、18歳未満の児童期では男児が72.9%となり、年齢が下がるほど男性の占める割合が高くなっている。このような男女の構成比は知的障害事業所特有の特徴といえるであろう。

表30 年齢別施設利用者数

(人)

		年齢	0～2	3～5	6～11	12～14	15～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80以上	不明	計		
児童福祉法	障害児入所施設	男女		84 51	694 267	730 296	1,001 498	102 55	28 11	6 5	6 2	4 2			2		5		2,662 1,187		
		計	0	135	961	1,026	1,499	157	39	11	8	6	0	0	2	0	5	0	3,849		
		うち措置施設者		115	698	679	915	93	8	1								-	2,509		
	児童発達支援センター	男女	254 112	4,016 1,324	286 89		23 3	2												4,581 1,528	
		計	366	5,340	375	0	26	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,109	
		うち措置施設者	2	11	3		1												-	17	
	計（Ⅰ）	男女	254 112	4,100 1,375	980 356	730 296	1,024 501	104 55	28 11	6 5	6 2	4 2			2 0		5			7,243 2,715	
		計	366	5,475	1,336	1,026	1,525	159	39	11	8	6	0	0	2	0	5	0		9,958	
		うち措置施設者	2	126	701	679	916	93	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	-	2,526	
障害者総合支援法	日中系（単独・多機能含む）	療養介護	男女																	0 0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		生活介護	男女					18 7	1,162 602	10,033 4,842	11,654 6,137	14,945 8,267	13,964 8,709	4,217 3,611	3,193 3,072	2,734 2,751	1,306 1,461	949 1,234			64,175 40,693
			計	0	0	0	0	25	1,764	14,875	17,791	23,212	22,673	7,828	6,265	5,485	2,767	2,183	0	104,868	
		自立訓練	男女					12 4	196 93	157 90	31 23	29 15	39 19	12 6	7 2	1 2	1 3	1	1	487 257	
			計	0	0	0	0	16	289	247	54	44	58	18	9	3	4	1	1	744	
		就労移行	男女					25 13	176 96	299 173	93 56	53 41	37 10	5 2					1		689 391
			計	0	0	0	0	38	272	472	149	94	47	7	0	0	0	0	1	1,080	
	就労継続A型	男女						17 10	125 58	182 69	162 72	138 55	46 18	16 3	1 1	2				689 286	
		計	0	0	0	0	0	27	183	251	234	193	64	19	2	2	0	0	975		
	就労継続B型	男女					31 7	510 271	4,212 2,137	4,038 2,296	3,902 2,405	3,146 2,025	1,063 564	728 440	483 256	132 72	38 20			18,283 10,493	
		計	0	0	0	0	38	781	6,349	6,334	6,307	5,171	1,627	1,168	739	204	58	0	28,776		
計（Ⅱ）	うち施設入所支援	男女					86 31	2,061 1,072	14,826 7,300	15,998 8,581	19,091 10,800	17,324 10,818	5,343 4,201	3,944 3,517	3,219 3,010	1,441 1,536	988 1,254	2		84,323 52,120	
		計	0	0	0	0	117	3,133	22,126	24,579	29,891	28,142	9,544	7,461	6,229	2,977	2,242	2	136,443		
		男女					47 14	265 113	2,849 1,269	5,027 2,363	9,258 4,839	10,492 6,317	3,353 2,863	2,646 2,579	2,245 2,349	1,108 1,308	856 1,130			38,146 25,144	
計	0	0	0	0	61	378	4,118	7,390	14,097	16,809	6,216	5,225	4,594	2,416	1,986	0	63,290				
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		男女	254 112	4,100 1,375	980 356	730 296	1,110 532	2,165 1,127	14,854 7,311	16,004 8,586	19,097 10,802	17,328 10,820	5,343 4,201	3,944 3,517	3,221 3,010	1,441 1,536	993 1,254	2 0		91,566 54,835	
		計	366	5,475	1,336	1,026	1,642	3,292	22,165	24,590	29,899	28,148	9,544	7,461	6,231	2,977	2,247	2	146,401		

(1) 児童福祉法事業

①障害児入所施設

利用者(児)総数3,849人に、本来の対象である18歳未満の児童の占める率は94.1%(3,621人)であり、この事業種別が抱えてきた「過齢児」問題は少しずつではあるが改善されてきている傾向が見受けられる。なお、この事業種別において利用者が最も多いのは15～17歳の階層の38.9%で、次いで12～14歳の階層26.7%、6～11歳の階層25.0%と続いている。

②児童発達支援センター

この事業種別の利用児6,109人は、6歳未満の幼児が93.4%と非常に高い割合を占めている。幼児の「早期療育施設」としての、この事業種別の役割が確立していることの表れともいえる。なお、15歳以上の義務教育終了後の年長児は0.5%（28人）であった。

また、毎年度6～11歳の階層に1割に満たない程度（6.1%）の利用児があるが、その大部分は就学直前の6歳児であると推測される。

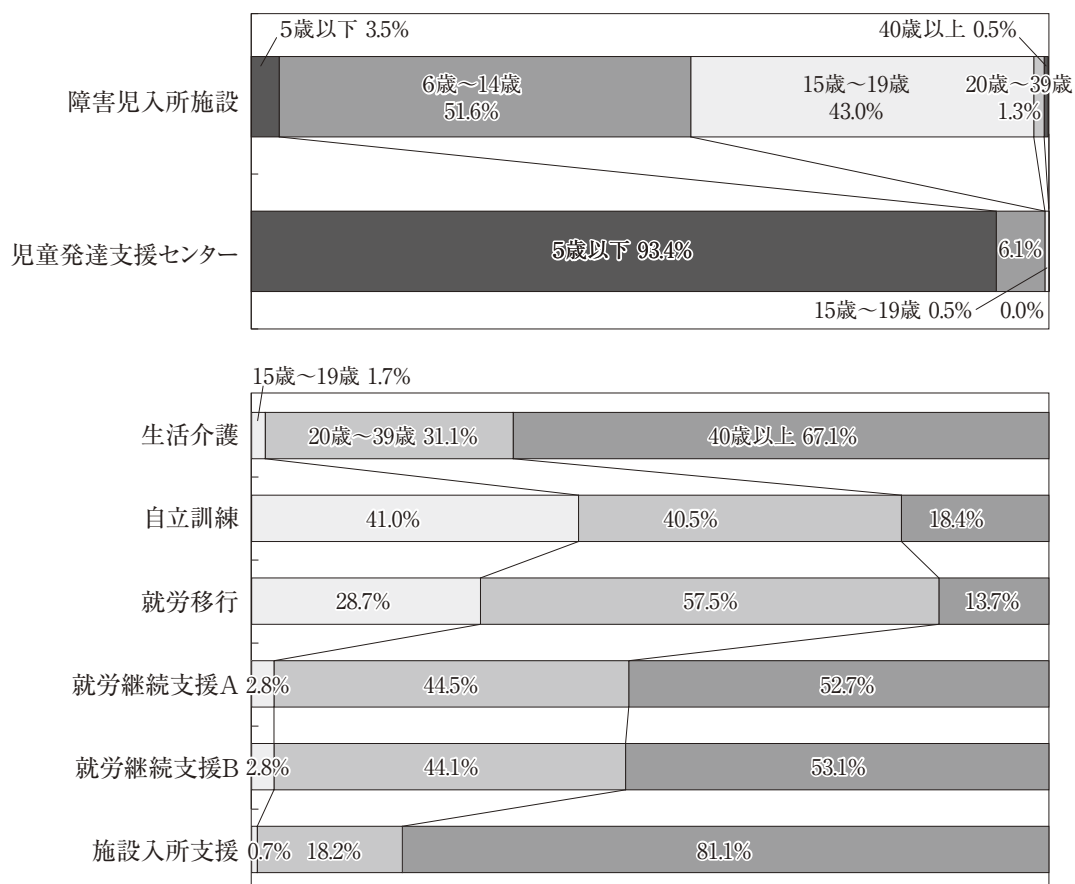
(2) 障害者総合支援法事業

居住サービスである施設入所支援利用者においては、40～49歳は22.3%、50～59歳は26.6%とこの2つの年齢階層が突出して高く、この2階層で48.8%と全体の約半数を占めている。

一方で、日中活動サービスのみを利用する者（日中活動サービス利用者から施設入所支援利用者を引いた数）は、20～29歳の階層で24.6%、30～39歳の階層で23.5%、40～49歳の階層で21.6%となっており、この3階層だけで69.7%を占める。また、この階層の男女差を見ると、男性が64.3%を占めており、さらに年齢階層別で見ると、年齢が下がるほど男性の占める割合が高くなる傾向が見られる。

事業種別で見ると、介護給付である生活介護に比べ、訓練等給付の各事業種別の年齢層が低い傾向にある。さらに、訓練等給付の事業のうち利用期限の定めのある自立訓練と就労移行支援を見ると、18～29歳までの年齢層だけで、自立訓練では72.0%、就労移行支援では68.9%を占めている。

図1 施設利用者年齢別構成



3. 施設・事業在籍年数

表31は事業種別毎に利用者（児）の在籍年数を示したものであり、表32はその構成比を示すものである。

表31 施設・事業在籍年数

(人)

在籍年数			05年未満	05～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計	
児童福祉法	障害児入所施設	男女	262	151	421	357	541	696	181	6	9	6	3	29	2,662	
		男女	122	76	185	164	239	303	79	6	6		3	4	1,187	
		計	384	227	606	521	780	999	260	12	15	6	6	33	3,849	
	児童発達支援センター	男女	1,530	465	1,402	884	200							100	4,581	
		男女	499	147	480	301	84	2						15	1,528	
		計	2,029	612	1,882	1,185	284	2	0	0	0	0	0	115	6,109	
	計（Ⅰ）	男女	1,792	616	1,823	1,241	741	696	181	6	9	6	3	129	7,243	
		男女	621	223	665	465	323	305	79	6	6	0	3	19	2,715	
		計	2,413	839	2,488	1,706	1,064	1,001	260	12	15	6	6	148	9,958	
	障害者総合支援法	日中系（単独・多機能含む）	療養介護	男女												0
男女															0	
計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護			男女	1,402	1,044	2,449	2,381	4,357	10,474	12,907	28,223				938	64,175
			男女	886	716	1,603	1,546	2,735	6,313	8,183	18,271				440	40,693
			計	2,288	1,760	4,052	3,927	7,092	16,787	21,090	46,494	0	0	0	1,378	104,868
自立訓練			男女	130	91	170	70	14	7	4	1					487
			男女	61	71	81	35	6	2	1	1					257
			計	191	162	251	105	20	9	4	2	0	0	0	0	744
就労移行			男女	171	120	276	89	16	6	3	8					689
		男女	110	83	124	48	15	3	6	1				1	391	
		計	281	203	400	137	31	9	9	9	0	0	0	1	1,080	
就労継続A型		男女	23	4	44	25	62	167	186	178					689	
		男女	8	6	24	11	25	79	65	68					286	
		計	31	10	68	36	87	246	251	246	0	0	0	0	975	
就労継続B型		男女	599	427	915	1,002	1,912	4,203	4,671	4,289				265	18,283	
		男女	325	242	537	565	1,077	2,261	2,672	2,616				198	10,493	
		計	924	669	1,452	1,567	2,989	6,464	7,343	6,905	0	0	0	463	28,776	
計（Ⅱ）			男女	2,325	1,686	3,854	3,567	6,361	14,857	17,771	32,699				1,203	84,323
			男女	1,390	1,118	2,369	2,205	3,858	8,658	10,926	20,957				639	52,120
	計		3,715	2,804	6,223	5,772	10,219	23,515	28,697	53,656	0	0	0	1,842	136,443	
	うち施設入所支援	男女	601	693	1,152	1,125	1,864	4,857	5,192	4,386	8,458	5,739	3,700	379	38,146	
		男女	386	436	831	758	1,302	2,995	3,373	2,856	4,922	3,617	3,391	277	25,144	
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		計	987	1,129	1,983	1,883	3,166	7,852	8,565	7,242	13,380	9,356	7,091	656	63,290	
		合計	男女	4,117	2,302	5,677	4,808	7,102	15,553	17,952	32,705	9	6	3	1,332	91,566
			男女	2,011	1,341	3,034	2,670	4,181	8,963	11,005	20,963	6	0	3	658	54,835
計			6,128	3,643	8,711	7,478	11,283	24,516	28,957	53,668	15	6	6	1,990	146,401	

※施設入所支援、障害児入所施設については、旧法からの継続在籍年数で計上

図2 施設在籍年数別構成

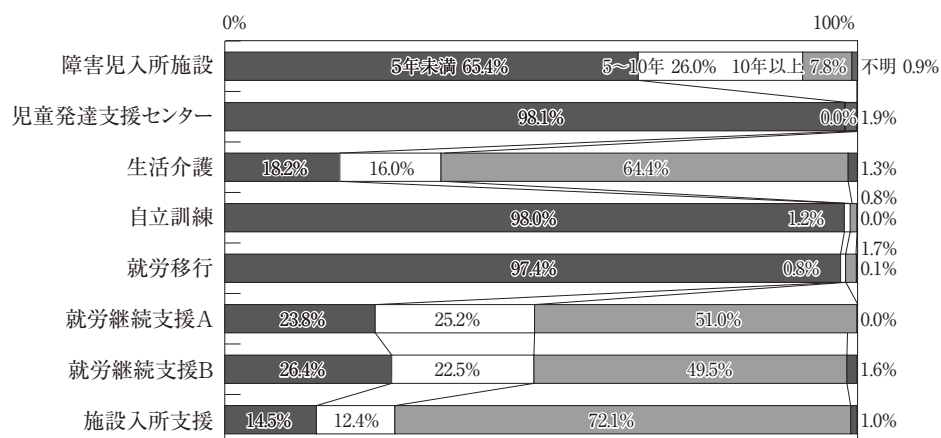


表32 在籍年数別在所者の構成比

(%)

在籍年数		0.5年未満	0.5～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計
児童	障害児入所施設	10.0	5.9	15.7	13.5	20.3	26.0	6.8	0.3	0.4	0.2	0.2	0.9	100
	児童発達支援センター	33.2	10.0	30.8	19.4	4.6							1.9	100
	計（Ⅰ）	24.2	8.4	25.0	17.1	10.7	10.1	2.6	0.1	0.2	0.1	0.1	1.5	100
障害者総合支援法 （単独・多機能含む）	療養介護													
	生活介護	2.2	1.7	3.9	3.7	6.8	16.0	20.1	44.3				1.3	100
	自立訓練	25.7	21.8	33.7	14.1	2.7	1.2	0.5	0.3					100
	就労移行	26.0	18.8	37.0	12.7	2.9	0.8	0.8	0.8				0.1	100
	就労継続A型	3.2	1.0	7.0	3.7	8.9	25.2	25.7	25.2					100
	就労継続B型	3.2	2.3	5.0	5.4	10.4	22.5	25.5	24.0				1.6	100
	計（Ⅱ）	2.7	2.1	4.6	4.2	7.5	17.2	21.0	39.3				1.4	100
うち施設入所支援		1.6	1.8	3.1	3.0	5.0	12.4	13.5	11.4	21.1	14.8	11.2	1.0	100
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		4.2	2.5	6.0	5.1	7.7	16.7	19.8	36.7	0.0	0.0	0.0	1.4	100

障害児入所施設では、在籍期間10年未満の在籍者の占める割合は91.4%（3,517人）であるが、一方で、20年以上の長期在籍者も0.7%（27人）存在する。

他方、児童発達支援センターにおいては在籍期間1年未満の在籍児が43.2%で、この事業種別では在籍児の半数弱は在籍期間1年未満の新入所児であることを示している。また、3年未満の在籍児を見ると93.4%を占め、3年以内に大半の児童が入れ替わっていることがわかる。

障害者総合支援法の施設入所支援については、障害者自立支援法移行前からの在籍年数を問うているが、利用者総数63,290人のうち、在籍期間10年未満の利用者は26.9%（17,000人）である一方、10年以上の利用者は72.1%（45,634人）（前年度73.7%、前々年度72.8%）、また、20年以上の在籍者は47.1%（29,827人）（前年度47.8%、前々年度47.1%）と10年以上在籍者の半数以上（65.4%）を占める。このように、長期滞留者が多いことは、この事業種別に高齢者が多いことの理由ともなっている。

なお、日中系事業の在籍年数については、障害者自立支援法事業の施行（平成18年10月）による新たな事業への移行からカウントしているため、すべての事業において20年以下となっている。しかし、日中系事業6事業の中で利用期限が原則2年（特例3年）となっている自立訓練（生活訓練）と就労移行支援に在籍年数3年以上の利用者が、それぞれ1割未満の4.7%（35人）と5.4%（58人）となっているのでさらなる追跡調査が必要であろう。

4. 障害支援区分等の状況

表33は障害支援区分の割合を示した表である。

表33 障害支援区分

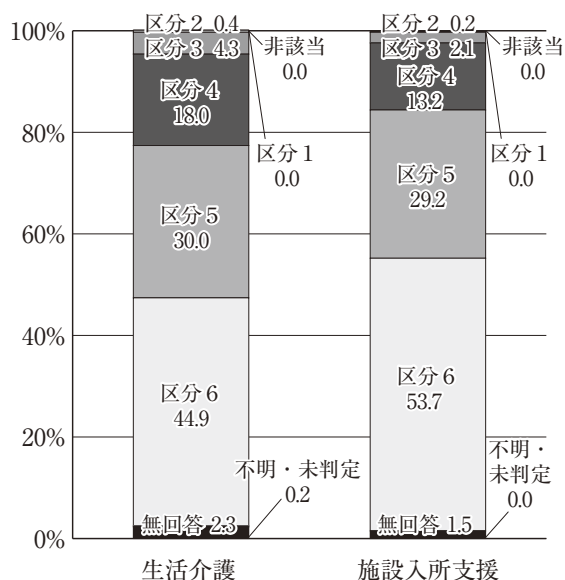
(人・下段は%)

	生活介護 ※	施設入所 支援
非該当	29 0.0	14 0.0
区分 1	8 0.0	23 0.0
区分 2	386 0.4	148 0.2
区分 3	4,469 4.3	1,319 2.1
区分 4	18,844 18.0	8,374 13.2
区分 5	31,454 30.0	18,493 29.2
区分 6	47,071 44.9	33,976 53.7
不明・ 未判定	193 0.2	15 0.0
無回答	2,414 2.3	928 1.5
計	104,868 100	63,290 100
平均障害支援区分	5.2	5.4

※多機能型「生活介護」を含む

※平均障害支援区分の算出には非該当及び不明・未判定、無回答は含まず

図3 障害支援区分



施設入所支援の利用者数は63,290人（前年度61,326人）で、そのうち支援度が高いとされる区分6が53.7%（前年度52.6%）、区分5が29.2%（前年度29.3%）であり、区分5～6の合計が全体の82.9%（前年度82.0%）となっている。

生活介護の利用者数は104,868人（前年度104,132人）で、区分6が44.9%（前年度44.4%）、区分5が30.0%（前年度30.2%）であり、区分5～6の割合は74.9%（前年度74.5%）となっている。

区分5～6の合計割合は施設入所支援、生活介護ともに高くなっている。

5. 療育手帳程度別在所要者数

表34は、事業所を利用する者の療育手帳の程度を事業種別毎に示したものである。児童発達支援センターを利用する者の手帳不所持・不明の割合は56.1%と高く、他の事業に比べて突出している。児童発達支援センターにおいては、低年齢から利用されていることから、保護者の障害受容が不確かな時期でもあり、療育手帳所持に繋がっていないことが考えられる。

児童福祉法の障害児入所施設における最重度・重度の割合は37.0%（前年度38.5%）となっている。また、児童発達支援センターにおける最重度・重度の割合は10.6%（前年度12.7%）といずれも前年度から減少している。他方、障害者総合支援法の事業における最重度・重度の割合は、前年度調査と比較

すると、生活介護、就労継続支援B型、施設入所支援で増加している。各事業における最重度・重度の割合を見ると、生活介護が76.5%、施設入所支援が78.0%と、他の事業と比べて高くなっている。

児童福祉法の障害児入所施設、児童発達支援センターでは中軽度の割合が高い。また、障害者総合支援法の自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型でも、中軽度の割合が高い。

表34 療育手帳の状況

(人・下段は%)

療育手帳	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
最重度・重度	1,425	647	2,072		80,196	43	71	48	8,615	88,973	49,395	91,045
	37.0	10.6	20.8		76.5	5.8	6.6	4.9	29.9	65.2	78.0	62.2
中軽度	2,051	1,796	3,847		18,089	555	804	753	16,310	36,511	11,713	40,358
	53.3	29.4	38.6		17.2	74.6	74.4	77.2	56.7	26.8	18.5	27.6
不所持・不明	239	3,427	3,666		3,098	121	205	116	2,627	6,167	1,171	9,833
	6.2	56.1	36.8		3.0	16.3	19.0	11.9	9.1	4.5	1.9	6.7
無回答	134	239	373		3,485	25		58	1,224	4,792	1,011	5,165
	3.5	3.9	3.7		3.3	3.4		5.9	4.3	3.5	1.6	3.5
計	3,849	6,109	9,958		104,868	744	1,080	975	28,776	136,443	63,290	146,401
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

6. 身体障害の状況

表35 身体障害手帳の内訳

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
視覚	19	4	23		2,188	19	1	4	207	2,419	1,643	2,442
	9.4	1.4	4.8		11.3	29.2	2.8	5.4	8.9	11.1	14.3	10.9
聴覚	32	34	66		1,785	3	7	16	274	2,085	1,362	2,151
	15.8	12.1	13.7		9.2	4.6	19.4	21.6	11.8	9.6	11.9	9.6
平衡	1	15	16		419		1	1	15	436	277	452
	0.5	5.3	3.3		2.2		2.8	1.4	0.6	2.0	2.4	2.0
音声・言語又は咀嚼機能		2	2		1,928	2	1	2	113	2,046	1,513	2,048
		0.7	0.4		10.0	3.1	2.8	2.7	4.9	9.4	13.2	9.2
肢体不自由	140	188	328		12,408	34	19	39	1,390	13,890	6,747	14,218
	69.3	66.9	67.9		64.2	52.3	52.8	52.7	59.9	63.6	58.7	63.7
内部障害	29	42	71		1,832	6	9	14	344	2,205	1,073	2,276
	14.4	14.9	14.7		9.5	9.2	25.0	18.9	14.8	10.1	9.3	10.2
手帳所持者実数	202	281	483		19,333	65	36	74	2,321	21,829	11,486	22,312
	5.2	4.6	4.9		18.4	8.7	3.3	7.6	8.1	16.0	18.1	15.2
現在員	3,849	6,109	9,958		104,868	744	1,080	975	28,776	136,443	63,290	146,401
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表36 身体障害手帳程度別在所者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)		計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型		うち施設 入所支援	
1 級	63	159	222		7,096	27	5	18	547	7,693	3,209	7,915
	31.2	56.6	46.0		36.7	41.5	13.9	24.3	23.6	35.2	27.9	35.5
2 級	44	62	106		5,070	20	7	18	616	5,731	3,215	5,837
	21.8	22.1	21.9		26.2	30.8	19.4	24.3	26.5	26.3	28.0	26.2
3 級	40	25	65		3,086	9	7	11	473	3,586	2,132	3,651
	19.8	8.9	13.5		16.0	13.8	19.4	14.9	20.4	16.4	18.6	16.4
4 級	27	11	38		2,166	4	9	14	310	2,503	1,656	2,541
	13.4	3.9	7.9		11.2	6.2	25.0	18.9	13.4	11.5	14.4	11.4
5 級	9	1	10		1,077	2	2	7	187	1,275	721	1,285
	4.5	0.4	2.1		5.6	3.1	5.6	9.5	8.1	5.8	6.3	5.8
6 級	18	9	27		838	3	3	4	188	1,036	553	1,063
	8.9	3.2	5.6		4.3	4.6	8.3	5.4	8.1	4.7	4.8	4.8
不明・無回答	1	14	15				3	2		5		20
	0.5	5.0	3.1				8.3	2.7		0.0		0.1
計 (A)	202	281	483		19,333	65	36	74	2,321	21,829	11,486	22,312
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100
現在員 (B)	3,849	6,109	9,958		104,868	744	1,080	975	28,776	136,443	63,290	146,401
(A) / (B)	5.2	4.6	4.9		18.4	8.7	3.3	7.6	8.1	16.0	18.1	15.2

図4 身体障害者手帳保持者の障害内訳

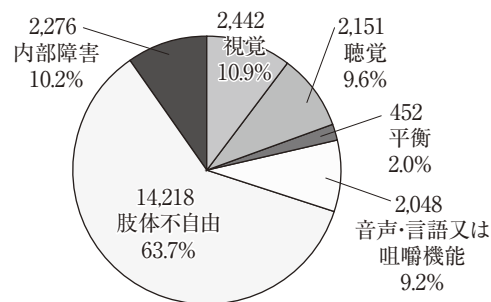


表35は、身体障害者手帳の所持状況及び内容を事業種別毎に整理したものである。

全利用者のうち身体障害者手帳を所持しているのは実数で22,312人、全利用者の15.2%となっている。経年で見ると、前年度15.6%、前々年度16.1%であり、やや減少傾向である。

手帳所持者の身体障害の内容は、肢体不自由が全体の63.7%と最も多く、事業種別毎に見ても同様に肢体不自由が最も多い。「視覚」「聴覚」「音声・言語又は咀嚼機能」「内部障害」はそれぞれ10%前後、「平衡」は2.0%であり、前年度調査結果とあまり変わっていない。

表36は、身体障害の等級を事業種別毎に示したものである。1級、2級の割合は全体の61.6%であるが、就労移行支援は33.3%、就労継続支援A型は48.6%、就労継続支援B型は50.1%と全体の割合に対し低い水準に留まっている。他方、生活介護では62.9%、自立訓練は72.3%であり、児童発達支援センターは78.6%と高い割合となっている。なお、障害児入所施設は53.0%であった。

全体で、所持者数の上位3位は1級、2級、3級の順となっているが、事業種別毎に差異があり、就労移行支援では4級、就労継続支援B型では2級所持者の割合が高くなっている。また、日中活動事業種別で手帳所持者の割合を見ると、最も多かったのは生活介護の18.4%で、他の日中活動事業種別と比較して高い割合を示している。

7. 精神障害の状況

表37 精神障害の状況

※重複計上（人・下段は％）

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障 害 者 総 合 支 援 法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
自閉スペクトラム症（広汎 性発達障害、自閉症など）	1,461 38.0	2,495 40.8	3,956 39.7		18,717 17.8	121 16.3	200 18.5	65 6.7	2,694 9.4	21,797 16.0	10,916 17.2	25,753 17.6
統合失調症	18 0.5		18 0.2		5,619 5.4	37 5.0	32 3.0	46 4.7	982 3.4	6,716 4.9	4,852 7.7	6,734 4.6
気分障害（周期性精神 病、うつ病性障害など）	38 1.0		38 0.4		1,651 1.6	13 1.7	33 3.1	26 2.7	323 1.1	2,046 1.5	1,451 2.3	2,084 1.4
てんかん性精神病	43 1.1	10 0.2	53 0.5		3,087 2.9	2 0.3	5 0.5	4 0.4	241 0.8	3,339 2.4	2,440 3.9	3,392 2.3
その他（強迫性、心因反 応、神経症様反応など）	30 0.8	12 0.2	42 0.4		1,947 1.9	15 2.0	25 2.3	13 1.3	226 0.8	2,226 1.6	1,793 2.8	2,268 1.5
現在員	3,849 100	6,109 100	9,958 100		104,868 100	744 100	1,080 100	975 100	28,776 100	136,443 100	63,290 100	146,401 100

表38 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数

（人・下段は％）

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障 害 者 総 合 支 援 法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	17 19.1	9 34.6	26 22.6		927 42.9	9 8.4	11 5.3	3 3.6	184 12.0	1,134 27.7	669 46.6	1,160 27.6
2 級	45 50.6	6 23.1	51 44.3		1,091 50.5	69 64.5	131 63.6	60 71.4	1,064 69.2	2,415 59.0	687 47.9	2,466 58.6
3 級	27 30.3	11 42.3	38 33.0		142 6.6	29 27.1	64 31.1	21 25.0	290 18.9	546 13.3	79 5.5	584 13.9
計（A）	89 100	26 100	115 100		2,160 100	107 100	206 100	84 100	1,538 100	4,095 100	1,435 100	4,210 100
現在員（B）	3,849	6,109	9,958		104,868	744	1,080	975	28,776	136,443	63,290	146,401
（A）／（B）	2.3	0.4	1.2		2.1	14.4	19.1	8.6	5.3	3.0	2.3	2.9

表37は、現在員の中で精神障害の診断名がついている利用者の状況を事業種別毎に整理したものである（複数計上あり）。「自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）」の割合が最も高く、全体で17.6％（25,753人）、次いで「統合失調症」が4.6％（6,734人）、「てんかん性精神病」2.3％（3,392人）、「その他（強迫性、心因反応、神経症様反応など）」1.5％（2,268人）、「気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）」1.4％（2,084人）の順となっている。この順位は平成27年度調査以降変わっていない。

「自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）」は、児童発達支援センターで40.8％、障害児入所施設では38.0％を占め、全体のなかで突出して高い割合を示しており、この点も、平成26年度調査以降変わっていない。

表38は精神障害者保健福祉手帳所持者の実数を事業種別と手帳の級別に示したものである。手帳所持者の実数は4,210人と、現在員数に対する割合は2.9％であり、前年度の3.0％から0.1ポイント減少している。身体障害者手帳と比して精神障害者保健福祉手帳の所持者の割合が著しく低いことは変わっておらず、精神障害があってもすでに療育手帳を所持しており、新たに申請するケースが少ないことが身体障害者手帳所持者よりも所持率が低い理由と考えられる。

各事業の現在員に占める手帳所持者の割合は、自立訓練14.4％（107人）、就労移行支援19.1％（206人）、

就労継続支援A型8.6%（84人）の3事業が他の事業より高くなっており、この傾向も平成26年度調査以降変わっていない。

8. 「てんかん」の状況

表39 「てんかん」の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
「てんかん」として 現在服薬中のもの	479 12.4	169 2.8	648 6.5		30,772 29.3	46 6.2	61 5.6	53 5.4	3,137 10.9	34,069 25.0	20,137 31.8	34,717 23.7
現在員	3,849 100	6,109 100	9,958 100		104,868 100	744 100	1,080 100	975 100	28,776 100	136,443 100	63,290 100	146,401 100

表39は、現在員の中で「てんかん」として服薬中の者を事業種別毎に表したものである。現在員の23.7%（34,717人）となっており、約4人に1人が抗てんかん薬を服薬している。事業種別では、生活介護の割合が29.3%と最も高く、次いで障害児入所施設が12.4%、就労継続支援B型が10.9%となっている。また、施設入所支援も31.8%と同様に高く、この傾向は平成26年度調査以降変わっていない。

9. 認知症の状況

表40 認知症の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
医師により認知症と 診断されている人数					981 0.94	4 0.54	4 0.37	2 0.21	70 0.24	1,061 0.78	832 1.31	1,061 0.72
うちダウン症 の人数					341 34.8				17 24.3	358 33.7	253 30.4	358 33.7
医師以外の家族・支援員 等が認知症を疑う人数					1,681 1.60				75 0.26	1,756 1.29	1,460 2.31	1,756 1.20
うちダウン症 の人数					442 26.3				26 34.7	468 26.7	343 23.5	468 26.7
現在員	3,849 100	6,109 100	9,958 100		104,868 100	744 100	1,080 100	975 100	28,776 100	136,443 100	63,290 100	146,401 100

うちダウン症の人数の%は、上段の人数を母数にして算出

表40は、医師により認知症と診断されている人数及び医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数を事業種別毎に表したものである。

医師により認知症と診断されている人数は全体の0.72%（1,061人）であり、前年度の0.79%（1,152人）から微減している。また、その内ダウン症の割合が33.7%（358人）と高くなっており、ダウン症は認知症発症に関連すると推測される。事業種別毎で見ると、生活介護が0.94%（981人）と最も高く、次いで自立訓練が0.54%（4人）となっていた。また、施設入所支援も1.31%（832人）と高く、認知症と診断されている利用者全体の78.4%を占めている。

医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数は全体の1.20%（1,756人）であり、前年度の1.23%（1,792

人) から微減している。また、前述同様、その内ダウン症の割合が26.7% (468人) と高い数値を示していた。事業種別としては生活介護が1.60% (1,681人) で最も高く、次いで就労継続支援B型が0.26% (75人) となっており、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型には対象者はいなかった (0人)。なお、認知症を疑う利用者の83.1% (1,460人) は施設入所支援利用者となっていた。

10. 触法障害者の状況

表41 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)	当該設問	
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型				の回答施設数	うち施設入所支援
矯正施設	5		5		87	4	1	2	68	162	56	167	137	41
	17.9		17.9		55.1	100	50.0	50.0	78.2	63.5	49.6	59.0	59.6	56.9
うち3年以内					35	3	1		19	58	12	58	33	8
					40.2	75.0	100		27.9	35.8	21.4	34.7	24.1	19.5
更生保護施設					4		1		6	11	5	11	13	4
					2.5		50.0		6.9	4.3	4.4	3.9	5.7	5.6
うち3年以内					1		1		2	4	1	4	5	1
					25.0		100		33.3	36.4	20.0	36.4	38.5	25.0
指定入院医療機関	23		23		67			2	13	82	52	105	80	27
	82.1		82.1		42.4			50.0	14.9	32.2	46.0	37.1	34.8	37.5
うち3年以内	14		14		38			1	7	46	25	60	57	17
	60.9		60.9		56.7			50.0	53.8	56.1	48.1	57.1	71.3	63.0
計(A)	28		28		158	4	2	4	87	255	113	283	230	72
	100		100		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
うち3年以内	14		14		74	3	2	1	28	108	38	122	95	26
	50.0		50.0		46.8	75.0	100	25.0	32.2	42.4	33.6	43.1	41.3	36.1
現在員(B)	3,849	6,109	9,958		104,868	744	1,080	975	28,776	136,443	63,290	146,401	3,206	3,206は本調査全体の回答施設数
(A)/(B)	0.73		0.28		0.15	0.54	0.19	0.41	0.30	0.19	0.18	0.19	7.17	

矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす
うち3年以内の人数の%は、上段の人数を母数にして算出

表41は、現在員の中で、矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退院・退所した利用者数を示したものである。利用者数は283人（前年度288人）で、全利用者の0.19%であり、前年度の0.20%と比べて0.01ポイント減少した。また、事業箇所数は230カ所で全事業所の7.17%であり、前年度の7.94%と比べて0.77ポイント減少した。

障害者総合支援法に基づく事業種別毎に見ると、自立訓練での受け入れが0.54% (4人) と最も高かったが、前年度の1.04% (7人) と比べて0.5ポイント減少した。次いで、就労継続支援A型0.41% (4人)、就労継続支援B型0.30% (87人) の順であった。また、施設入所支援での受け入れについては0.18% 113人（前年度0.18% 111人）と前年度と同率に留まっていた。地域生活移行個別支援特別加算の対象となりうる利用3年以内の人は、就労移行で100% (2人中2人)、自立訓練で75% (4人中3人)、生活介護で46.8% (158人中74人) 施設入所支援で33.6% (113人中38人) であった。

矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関別に見ると、全体では「矯正施設」の割合が59.0% (167人) と最も高く、次いで「指定入院医療機関」37.1% (105人)、「更生保護施設」3.9% (11人) の順であったが、障害児入所施設においては「指定入院医療機関」82.1% (23人) が最も高率であった。

表42 地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数

(下段は%)

	自立訓練 (宿泊型)	施設入所 支援	計
人数	2 0.72	9 0.01	11 0.02
該当事業種別の現在員	276	63,290	63,566
対象者のいる施設数	1 6.25	7 0.58	8 0.65
該当事業種別の施設数	16	1,214	1,230

※地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者11人は、該当事業種別の現在員63,566人の0.02%にあたる。

※上記利用者のいる8施設は、該当事業種別の施設数1,230施設の0.65%にあたる。

表42は、施設入所支援及び自立訓練（宿泊型）において、地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数を示したものである。加算の対象者は11人（前年度16人）で該当事業種別の現在員の0.02%であり、前年度0.03%と比べて0.01ポイント減少した。対象者のいる施設は8か所で、該当事業種別の施設数の0.65%（前年度1.10%）であった。なお、自立訓練（宿泊型）では6.25%（前年度12.50%）の事業所（16か所中1か所）が加算を受けていた。

また、地域生活移行個別支援特別加算の対象となり得る利用3年以内の人（表41）のうち、自立訓練では66.7%（3人中2人）、施設入所支援では23.7%（38人中9人）が加算を受けていた。したがって、利用3年以内の人のうち、73.17%の人が、何らかの理由で加算を受けていない。

11. 支援度

支援度は、表43〈支援度の指標〉をもとに、「常時全ての面で支援が必要」とする1級から、「ほとんど支援の必要がない」とする5級まで、支援の必要な度合いを1級刻みの5段階で評価したもので、表44-1～表44-3は日常生活面、行動面、保健面の3つの側面について、それぞれに支援度を集計したものである。

表43 <支援度の指標>

支援の程度 項目	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない
日常生活面	基本的生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面での介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。
行動面	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。
保健面	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。

表44-1 支援度－日常生活面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ＋Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	340	334	674		21,796	3	1	1	155	21,956	15,624	22,630
	8.8	5.5	6.8		20.8	0.4	0.1	0.1	0.5	16.1	24.7	15.5
2 級	886	1,550	2,436		33,149	39	28	7	1,403	34,626	21,701	37,062
	23.0	25.4	24.5		31.6	5.2	2.6	0.7	4.9	25.4	34.3	25.3
3 級	1,146	2,014	3,160		30,642	239	128	108	6,526	37,643	17,590	40,803
	29.8	33.0	31.7		29.2	32.1	11.9	11.1	22.7	27.6	27.8	27.9
4 級	1,059	1,259	2,318		13,992	294	469	414	10,899	26,068	6,538	28,386
	27.5	20.6	23.3		13.3	39.5	43.4	42.5	37.9	19.1	10.3	19.4
5 級	388	507	895		2,990	168	454	445	8,790	12,847	1,073	13,742
	10.1	8.3	9.0		2.9	22.6	42.0	45.6	30.5	9.4	1.7	9.4
不明	30	445	475		2,299	1			1,003	3,303	764	3,778
	0.8	7.3	4.8		2.2	0.1			3.5	2.4	1.2	2.6
計	3,849	6,109	9,958		104,868	744	1,080	975	28,776	136,443	63,290	146,401
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表44-2 支援度－行動面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)		計 (Ⅰ＋Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	415	515	930		18,487	7	1	1	191	18,687	12,785	19,617
	10.8	8.4	9.3		17.6	0.9	0.1	0.1	0.7	13.7	20.2	13.4
2 級	960	1,592	2,552		29,545	28	39	15	1,818	31,445	19,430	33,997
	24.9	26.1	25.6		28.2	3.8	3.6	1.5	6.3	23.0	30.7	23.2
3 級	1,358	1,880	3,238		33,265	297	245	150	8,225	42,182	20,346	45,420
	35.3	30.8	32.5		31.7	39.9	22.7	15.4	28.6	30.9	32.1	31.0
4 級	799	1,056	1,855		15,506	240	386	339	9,253	25,724	7,974	27,579
	20.8	17.3	18.6		14.8	32.3	35.7	34.8	32.2	18.9	12.6	18.8
5 級	313	445	758		5,429	171	409	460	8,127	14,596	1,704	15,354
	8.1	7.3	7.6		5.2	23.0	37.9	47.2	28.2	10.7	2.7	10.5
不明	4	621	625		2,636	1		10	1,162	3,809	1,051	4,434
	0.1	10.2	6.3		2.5	0.1		1.0	4.0	2.8	1.7	3.0
計	3,849	6,109	9,958		104,868	744	1,080	975	28,776	136,443	63,290	146,401
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表44-3 支援度－保健面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ＋Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	61	48	109		6,138	3			76	6,217	4,680	6,326
	1.6	0.8	1.1		5.9	0.4			0.3	4.6	7.4	4.3
2 級	220	163	383		16,936	8	4	1	516	17,465	12,233	17,848
	5.7	2.7	3.8		16.1	1.1	0.4	0.1	1.8	12.8	19.3	12.2
3 級	910	254	1,164		33,772	95	71	26	3,797	37,761	21,998	38,925
	23.6	4.2	11.7		32.2	12.8	6.6	2.7	13.2	27.7	34.8	26.6
4 級	1,839	481	2,320		36,612	339	354	327	11,082	48,714	21,204	51,034
	47.8	7.9	23.3		34.9	45.6	32.8	33.5	38.5	35.7	33.5	34.9
5 級	765	4,533	5,298		8,393	275	651	574	12,225	22,118	1,970	27,416
	19.9	74.2	53.2		8.0	37.0	60.3	58.9	42.5	16.2	3.1	18.7
不明	54	630	684		3,017	24		47	1,080	4,168	1,205	4,852
	1.4	10.3	6.9		2.9	3.2		4.8	3.8	3.1	1.9	3.3
計	3,849	6,109	9,958		104,868	744	1,080	975	28,776	136,443	63,290	146,401
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

児童福祉法における障害児入所施設・児童発達支援センターの場合、日常生活面は1, 2, 3級を合わせると63.0%, 行動面についても同級合計が67.5%となり、支援度が高いことがわかる。また保健面については、障害児入所施設では4級の割合が47.8%と最も高く、比較的支援度は低いものの、服薬等に対する配慮が必要な児童が多いことがわかる。児童発達支援センターでは5級の割合が74.2%と最も高くなっており、これらの傾向は例年と変化は見られない。

障害者総合支援法による事業は、各事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の支援度に

顕著な相違が見られた。

日常生活面を見ると、生活介護が1, 2, 3級の合計が全体の8割を超え支援度の高さが顕著であるのに対して、その他の事業においては4, 5級の合計が全体の約6割から8割を占めていた。

また施設入所支援では、支援度の高い1, 2級の割合が他の事業に比して、日常生活面、行動面、保健面ともに高い割合となっていた。

12. 医療的ケアの実施状況

表45は事業所内における医療的ケアの実施状況を示したものであり、全体の3.32%（延べ4,857人）が医療的ケアを必要としている。

障害者総合支援法による事業は、各事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の医療的ケアの実施状況において顕著な相違が見られた。

生活介護においては、「カテーテルの管理」の割合が最も高く0.67%（700人）、次いで「喀痰吸引」0.67%（698人）、「経管栄養の注入・水分補給」0.65%（685人）となっていた。一方、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型においては、糖尿病によるインシュリン療法等の支援が存在しているものの、医療的ケアはほとんど必要とされていないことがうかがえる。

障害児入所施設では、医療的ケアを必要とする割合が2.08%（前年度8.22%）と減少したものの、実施の内訳は「経管栄養の注入・水分補給」の割合が最も高く0.44%（17人）となっており、次いで「喀痰吸引」が0.39%（15人）、「吸入」が0.29%（11人）となっていた。また、児童発達支援センターでは、「経管栄養の注入・水分補給」の割合が最も高く0.67%（41人）、次いで「喀痰吸引」が0.34%（21人）となっており、障害児入所施設同様、高度な医療的ケアが提供されていることがわかる。

表45 医療的ケアの実施状況

(上段は延べ人・中段は該当者計の％・下段は事業種別全利用者数の％)

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障 害 者 総 合 支 援 法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
点滴の管理 （持続的）					10					10	3	10
					0.2					0.2	0.1	0.2
					0.01					0.01	0.00	0.01
中心静脈栄養 （ポートも含む）					4					4	1	4
					0.1					0.1	0.0	0.1
					0.00					0.00	0.00	0.00
ストーマの管理 （人工肛門・人 膀胱）		1	1		265		1	1	15	282	218	283
		0.9	0.5		5.8		100.0	50.0	11.6	6.0	9.3	5.8
		0.02	0.01		0.25		0.09	0.10	0.05	0.21	0.34	0.19
酸素療法	3	9	12		169				4	173	43	185
	3.8	8.3	6.3		3.7				3.1	3.7	1.8	3.8
	0.08	0.15	0.12		0.16				0.01	0.13	0.07	0.13
吸入	11	3	14		225				7	232	62	246
	13.8	2.8	7.4		5.0				5.4	5.0	2.7	5.1
	0.29	0.05	0.14		0.21				0.02	0.17	0.10	0.17
人工呼吸器の管 理（侵襲、非侵 襲含む）	8	3	11		86				2	88	3	99
	10.0	2.8	5.8		1.9				1.6	1.9	0.1	2.0
	0.21	0.05	0.11		0.08				0.01	0.06	0.00	0.07
気管切開の管理	10	17	27		234					234	6	261
	12.5	15.6	14.3		5.2					5.0	0.3	5.4
	0.26	0.28	0.27		0.22					0.17	0.01	0.18
喀痰吸引 （口腔・鼻腔・ カニューレ内）	15	21	36		698				2	700	137	736
	18.8	19.3	19.0		15.4				1.6	15.0	5.9	15.2
	0.39	0.34	0.36		0.67				0.01	0.51	0.22	0.50
経管栄養の注入・水 分補給（胃ろう・腸 ろう・経鼻経管栄養）	17	41	58		685				1	686	105	744
	21.3	37.6	30.7		15.1				0.8	14.7	4.5	15.3
	0.44	0.67	0.58		0.65				0.00	0.50	0.17	0.51
インシュリン療 法	6	4	10		248	4		1	60	313	156	323
	7.5	3.7	5.3		5.5	100.0		50.0	46.5	6.7	6.7	6.7
	0.16	0.07	0.10		0.24	0.54		0.10	0.21	0.23	0.25	0.22
導尿	5	8	13		300				25	325	202	338
	6.3	7.3	6.9		6.6				19.4	7.0	8.6	7.0
	0.13	0.13	0.13		0.29				0.09	0.24	0.32	0.23
カテーテルの管 理（コンドーム・ 留置・膀胱ろう）	1		1		700				12	712	630	713
	1.3		0.5		15.4				9.3	15.3	27.0	14.7
	0.03		0.01		0.67				0.04	0.52	1.00	0.49
排便	4	2	6		557					557	491	563
	5.0	1.8	3.2		12.3					11.9	21.0	11.6
	0.10	0.03	0.06		0.53					0.41	0.78	0.38
じょく瘡の処置					341				1	342	271	342
					7.5				0.8	7.3	11.6	7.0
					0.33				0.00	0.25	0.43	0.23
疼痛の管理 （がん末期のペイ ンコントロール）					10					10	9	10
					0.2					0.2	0.4	0.2
					0.01					0.01	0.01	0.01
計	80	109	189		4,532	4	1	2	129	4,668	2,337	4,857
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100
	2.08	1.78	1.90		4.32	0.54	0.09	0.21	0.45	3.42	3.69	3.32
全利用者実数	3,849	6,109	9,958		104,868	744	1,080	975	28,776	136,443	63,290	146,401
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

13. 複数事業利用者の状況

表46は、児童発達支援センター及び日中活動事業の利用者で、定期的に複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用している者の状況を調査したものである。

児童発達支援センター及び日中活動事業利用者全体の7.3%が複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用しており、前年度7.0%より0.3ポイント増加している。事業種別毎に見ると、児童発達支援センターで現在員の28.5%（1,740人）となっており、4人に1人以上が幼稚園や保育園を併用していることがわかる。障害者総合支援法に基づく事業においては、全体で6.4%と前年度6.1%より0.3ポイント増加している。また事業種別毎で見ると、生活介護7.3%（前年度6.9%）、就労継続支援B型3.4%（前年度3.5%）で前年度とほぼ同率である一方、自立訓練は2.8%（前年度4.3%）、就労移行支援は1.2%（前年度4.2%）と減少し、就労継続支援A型は2.9%（前年度1.0%）と増加している。

表46 複数事業利用者数

		児童福祉法(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						合計 (Ⅰ＋Ⅱ)	
			児童発達支援センター	日中系(単独・多機能含む)						計(Ⅱ)
				療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型		
複数事業 利用人数	人 %	1,740 28.5		7,642 7.3	21 2.8	13 1.2	28 2.9	973 3.4	8,677 6.4	10,417 7.3
複数利用ありの 事業所数		87		1,048	8	4	3	280	1,343	1,430
現在員		6,109	0	104,868	744	1,080	975	28,776	136,443	142,552

14. 日中活動利用者の生活の場の状況

表47は、日中活動利用者の生活の場の状況を示したものである。全体では「施設入所支援」の割合が36.0%と最も高く、次いで「家庭」からの通所者が34.3%と両項目合計で全体の7割以上にのぼった。また「グループホーム」の利用者数の割合は15.6%（前年度15.1%、前々年度14.8%）と年々増加している。なお、「施設入所支援」においては、事業の特性上、生活介護が45.8%と最も高い割合となっていた。

一方、事業種別毎に見ると生活介護以外の4事業においてはすべて「家庭」からの通所者が最も高率であり、就労継続支援の2事業については、グループホーム・生活寮等からの通勤割合も高くなっている。

表47 日中活動利用者の生活の場の状況

(人・下段は%)

	障 害 者 総 合 支 援 法						計
	日中系（単独・多機能含む）						
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型	
家庭		28,554	258	681	433	16,892	46,818
		27.2	34.7	63.1	44.4	58.7	34.3
アパート等		434	16	27	58	953	1,488
		0.4	2.2	2.5	5.9	3.3	1.1
グループホーム・ 生活寮等		12,531	40	111	411	8,140	21,233
		11.9	5.4	10.3	42.2	28.3	15.6
自立訓練 （宿泊型）		22	20	19	3	22	86
		0.0	2.7	1.8	0.3	0.1	0.1
福祉ホーム		170	1	2		67	240
		0.2	0.1	0.2		0.2	0.2
施設入所支援		48,008	107	130		868	49,113
		45.8	14.4	12.0		3.0	36.0
その他		255	2		18	98	373
		0.2	0.3		1.8	0.3	0.3
不明・無回答		14,894	300	110	52	1,736	17,092
		14.2	40.3	10.2	5.3	6.0	12.5
計		104,868	744	1,080	975	28,776	136,443
		100	100	100	100	100	100

15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

表48は、施設入所支援利用者の日中活動の場の状況を示したものであるが、突出して高いのは「同一法人敷地内で活動」の87.7%であった。同項目では概ね90%前後の高い割合が続いており、大きな変化は見られない。

表48 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

	人数	%
同一法人敷地内で活動	55,498	87.7
同一法人で別の場所（敷地外）で活動	1,994	3.2
他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	444	0.7
その他の日中活動事業所等で活動	114	0.2
不明・無回答	5,240	8.3
計	63,290	100

16. 成年後見制度の利用状況

表49は、成年後見制度の利用状況を示したものである。成年後見制度を利用しているのは全体の11.5%（16,877人）で前年度10.8%、前々年度10.7%と割合は増加傾向にあり、制度利用が進んでいることがうかがえる。事業種別毎に見ると、施設入所支援での利用の割合が最も高く21.5%、次いで生活介護14.9%、就労継続支援B型4.2%の順であった。また、成年後見制度の類型毎に見ると「後見」の割合が最も高く93.0%、次いで「保佐」6.0%、「補助」1.0%の順であった。障害児入所施設では、ほぼ全員（96.7%）が「後見」であった。

表49 成年後見制度の利用状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)		計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
後見	29 96.7		29 96.7		14,809 95.1	13 54.2	4 33.3	15 55.6	827 68.6	15,668 93.0	13,044 95.8	15,697 93.0
保佐	1 3.3		1 3.3		672 4.3	8 33.3	8 66.7	9 33.3	316 26.2	1,013 6.0	500 3.7	1,014 6.0
補助					98 0.6	3 12.5		3 11.1	62 5.1	166 1.0	69 0.5	166 1.0
計 (A)	30 100		30 100		15,579 100	24 100	12 100	27 100	1,205 100	16,847 100	13,613 100	16,877 100
現在員 (B)	3,849	6,109	9,958		104,868	744	1,080	975	28,776	136,443	63,290	146,401
(A) / (B)	0.8		0.3		14.9	3.2	1.1	2.8	4.2	12.3	21.5	11.5

17. 入退所の状況

表50は、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間）における新規利用者総数と新規利用率（入所率）を示したものである。1年間の新規利用者数（入所者数）は全体で9,370人、新規利用率（入所率）は6.4%であったが、前年度6.5%と比べて0.1ポイント減少した。

事業種別毎に見ると、児童発達支援センターはその特性から51.6%と他事業に比して高く、利用期限のない生活介護3.6%、就労継続支援A型4.8%、就労継続支援B型5.5%は、利用が有期限である自立訓練33.0%、就労移行支援34.8%と比べると割合が低かった。居住の場を見ると障害児入所施設は11.1%、施設入所支援は3.1%であり、障害児入所施設の割合が高かった。ただし障害児入所施設は前年度12.0%、前々年度12.5%と入所率の減少傾向が続いている。

表51は、令和4年度における退所者総数と退所率を示したものである。1年間の退所者数は全体で9,126人、退所率は5.9%であったが、前年度5.7%と比べて0.2ポイント増加した。事業種別毎に見ると、就労移行支援の退所率が37.6%と最も高く、次いで、自立訓練29.9%、児童発達支援センター 24.6%の順であった。生活介護3.6%と施設入所支援3.9%は他事業に比して割合が低かった。

表50 新規利用者総数と入所率

施設種別	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)		計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
入所者総数(人)	610	2,356	2,966		3,797	379	647	52	1,529	6,404	2,054	9,370
入所率 (%)	11.1	51.6	29.5		3.6	33.0	34.8	4.8	5.5	4.7	3.1	6.4

※新規利用者（入所率）＝新規利用者総数／定員×100

表51 退所者総数と退所率

施設種別	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)		計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
退所者総数(人)	741	1,998	2,739		3,911	317	651	70	1,438	6,387	2,576	9,126
退所率 (%)	16.1	24.6	21.6		3.6	29.9	37.6	6.7	4.8	4.5	3.9	5.9

※退所率＝退所者数／（現員＋退所者数）×100

(1) 入所前の状況

表52は、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間）における新規利用者の入所前（利用前）の生活の場を示したものである。全体では「家庭」の割合が74.8%と最も高く、前年度の74.3%と比べ0.5ポイント増加した。次いで「グループホーム・生活寮等」9.9%、「施設入所支援」5.3%の順であった。

児童発達支援センターも含めた日中活動事業では、どの種別においても「家庭」の割合が最も高く、児童発達支援センターでは99.7%が「家庭」であった。就労移行支援や就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護では「家庭」に次いで「グループホーム・生活寮等」が、自立訓練では「家庭」に次いで「児童養護施設」が高い割合であった。入所系事業で見ると、障害児入所施設では「家庭」69.3%に次いで「児童養護施設」9.2%が、施設入所支援では「家庭」47.3%に次いで同じ事業種別である「施設入所支援」18.1%が高い割合であった。

表52 入所前の状況 ー生活の場ー

(%)

入所前 の生活の場	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	69.3	99.7	29.5		61.5	71.2	79.1	73.1	70.5	66.1	47.3	74.8
2. アパート等（主に単身）					1.2	2.4	4.6	5.8	5.0	2.5	0.8	1.7
3. グループホーム・生活寮等					15.9	6.1	5.9	9.6	16.5	14.4	15.3	9.9
4. 社員寮・住み込み等					0.2					0.1	0.1	0.1
5. 職業能力開発校寄宿舎												
6. 特別支援学校寄宿舎	0.7		0.1		0.8	1.8	0.2		0.7	0.7	1.0	0.5
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	6.1	0.1	1.3		3.0	2.4	0.9		0.9	2.2	5.4	1.9
8. 児童養護施設	9.2	0.1	2.0		0.4	9.8	0.9	1.9	0.3	1.0	1.2	1.3
9. 乳児院	3.4	0.0	0.7									0.2
10. 児童自立支援施設	2.0		0.4		0.1		0.3			0.1	0.1	0.2
11. 知的障害者福祉ホーム					0.1					0.0	0.2	0.0
12. 救護施設					0.0				0.2	0.1	0.0	0.0
13. 老人福祉・保健施設					0.1		0.2		0.1	0.1	0.1	0.1
14. 一般病院・老人病院	1.6		0.3		0.4				0.1	0.3	0.8	0.3
15. 精神科病院	2.6		0.5		4.5	1.3			0.9	2.9	7.4	2.2
16. 施設入所支援	0.3	0.0	0.1		10.6	2.9	5.6		2.8	7.7	18.1	5.3
17. 自立訓練（宿泊型）					0.3	0.3	0.2	1.9	0.5	0.3	0.2	0.2
18. 少年院・刑務所等の矯正施設						0.8			0.5	0.2	0.1	0.1
19. その他・不明	4.8	0.0	1.0		1.0	1.1	0.2		1.0	0.9	1.7	0.9
不明							2.0	7.7		0.3		0.2
計	100	100	36		100	100	100	100	100	100	100	100

表53は、1年間の新規利用者の入所前（利用前）の活動の場等を示したものである。全体では「生活介護」の20.3%が最も高く、次いで「特別支援学校（高等部含む）」17.4%であった。事業種別毎に見ると、生活介護では同じ事業種別からの移行が他に比して高い割合であった。同事業種別の他事業所からの新規利用が背景として考えられる。また、就労継続支援A型と自立訓練は「一般就労」からの移行が20%を超え他に比して高い割合となっていた。

また「特別支援学校（高等部含む）」からの新規利用は児童発達支援センターと施設入所支援を除いたどの事業種別においても高い割合であった。

表53 入所前の状況 ―活動の場等―

(%)

入所前 の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	5.4	22.0	9.5		7.9	12.1	17.6	13.5	16.0	11.1	8.0	10.6
2. 一般就労					0.8	21.6	18.9	25.0	10.1	6.3	0.6	4.3
3. 福祉作業所					2.8	1.8	0.5	3.8	2.6	2.4	4.0	1.7
4. 職業能力開発校							0.3		0.1	0.0		0.0
5. 特別支援学校 (高等部含む)	35.6	0.1	7.4		19.2	35.9	24.0	23.1	24.9	22.1	7.6	17.4
6. 小中学校 (普通学級)	4.6		0.9									0.3
7. 小中学校(特 別支援学級)	31.5	0.4	6.8		0.9	1.6	6.2		1.2	1.6	1.3	3.2
8. その他の学校	2.5	0.1	0.6		0.2	6.1	3.6		0.5	0.9	0.2	0.8
9. 保育所・幼 稚園	4.8	42.7	34.9									11.0
10. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	1.6	0.0	0.4		1.4	0.5	0.2		0.3	1.0	2.5	0.8
11. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	1.8	26.3	21.3		0.1		0.2			0.0		6.8
12. 児童養護施設	2.3	0.1	0.6		0.2					0.1	0.3	0.3
13. 乳児院	3.0	0.0	0.6									0.2
14. 救護施設					0.0	0.3			0.3	0.1	0.1	0.1
15. 老人福祉・ 保健施設					0.2				0.3	0.2	0.3	0.1
16. 一般病院・老 人病院(入院)	0.7		0.1		0.4	0.3	0.2		0.1	0.3	0.6	0.3
17. 精神科病院 (入院)	2.0		0.4		4.2	1.3	0.3		1.0	2.8	7.0	2.1
18. 療養介護					0.1					0.0	0.1	0.0
19. 生活介護					48.1	1.1	0.8		4.1	29.7	54.7	20.3
20. 自立訓練					0.4	3.7	10.4		1.6	1.9	0.9	1.3
21. 就労移行支援					0.2	1.3	7.3	7.7	5.6	2.3	0.0	1.6
22. 就労継続支援 A型					0.2	0.8	0.6	11.5	3.5	1.2	0.1	0.8
23. 就労継続支援 B型					9.4	8.4	8.0	13.5	25.0	13.0	7.8	8.9
24. 地域活動支援 センター等					0.4	0.5	0.5		0.3	0.4	0.4	0.3
25. 少年院・刑務所 等の矯正施設						0.8			0.5	0.2	0.1	0.1
26. その他・不明	2.1	2.0	2.0		1.6	1.8	0.8	1.9	1.8	1.6	1.3	1.7
不明	2.3	6.2	5.4		1.3				0.3	0.8	1.7	2.3
計	100	100	91		100	100	100	100	100	100	100	97

(2) 退所後の状況

表54は、退所後の生活の場を示したものである。全体では「家庭（親・きょうだいと同居）」の割合が45.4%と最も高いものの、前年度の47.2%と比べ1.8ポイント減少した。次いで「グループホーム・生活寮等」15.3%、「死亡退所」12.2%、「施設入所支援」11.9%の順であった。施設入所支援から「グループホーム・生活寮等」と「アパート等」に移った人は合わせて11.8%と前年度の11.7%とほぼ同ポイントであった。また、施設入所支援から「一般病院・老人病院」と「老人福祉・保健施設」への移行は合わせて25.1%であり、前年度の23.3%より1.8ポイント増加した。障害児入所施設では「グループホーム・生活寮等」の割合が35.6%と最も高く、次いで「家庭」と「施設入所支援」が同率で22.9%であった。

退所後の生活の場が「精神科病院（入院）」である人は全体の1.8%であり、そのうち生活介護及び施設入所支援が他事業種別に比して高い割合であった。「死亡退所」は全体の12.2%であったが、前年度（11.8%）と比べて0.4ポイント増加した。生活介護では退所者の約3.8人に1人が、施設入所支援では退所者の2.6人に1人が死亡退所であった。

表54 退所後の状況 ー生活の場ー

(%)

退所後の生活の場	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	22.9	97.8	77.6		16.1	38.5	74.7	48.6	51.8	31.6	5.2	45.4
2. アパート等（主に単身）	0.9		0.3		0.5	6.0	4.1	11.4	5.0	2.3	0.2	1.7
3. グループホーム・生活寮等	35.6		9.6		14.2	36.9	14.9	25.7	23.8	17.7	11.6	15.3
4. 社員寮・住み込み等	0.5		0.1		0.0			1.4	0.1	0.0		0.1
5. 職業能力開発校寄宿舎	0.1		0.0									0.0
6. 特別支援学校寄宿舎	0.3	0.1	0.1									0.0
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	3.4	0.3	1.1		0.5		0.2		0.2	0.4	0.3	0.6
8. 児童養護施設	0.5	0.3	0.3									0.1
9. 知的障害者福祉ホーム	0.3		0.1		0.1				0.1	0.1	0.0	0.1
10. 救護施設					0.1				0.4	0.1	0.1	0.1
11. 老人福祉・保健施設					7.7	0.9			1.5	5.1	9.3	3.6
12. 一般病院・老人病院					10.0			1.4	1.0	6.4	15.8	4.4
13. 精神科病院	0.8		0.2		3.4		0.2		1.5	2.4	4.2	1.8
14. 施設入所支援	22.9	0.1	6.2		19.3	11.4	2.2		7.7	14.3	13.4	11.9
15. 自立訓練（宿泊型）	2.6		0.7		0.0	0.3	0.6	1.4	0.4	0.2	0.2	0.4
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.1		0.0			0.3				0.0	0.0	0.0
17. その他・不明	1.9	1.1	1.3		1.6	0.6	0.8		1.4	1.4	1.6	1.4
18. 死亡退所	0.8	0.1	0.3		26.5	0.3		7.1	4.3	17.3	37.9	12.2
不明	6.2	0.5	2.0			4.7	2.5	2.9	0.8	0.7		1.1
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表55 退所後の状況 ―活動の場等―

(%)

退所後の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	0.9	0.5	0.6		4.1	9.5	5.7	21.4	12.0	6.5	1.6	4.7
2. 一般就労	16.1	0.1	4.4		0.2	23.3	58.7	28.6	8.2	9.4	1.1	7.9
3. 福祉作業所・ 小規模作業所	4.6		1.2		0.6	2.8	0.6		2.4	1.1	0.5	1.1
4. 職業能力開発校	0.1		0.0			0.3				0.0		0.0
5. 特別支援学校 (高等部含む)	9.9	31.4	25.6				2.2		0.1	0.2		7.8
6. 小中学校 (普通学級)	0.8	11.8	8.8									2.6
7. 小中学校(特 別支援学級)	4.6	31.1	23.9				0.2			0.0		7.2
8. その他の学校	1.1	0.9	0.9									0.3
9. 保育所・幼稚園	0.5	19.5	14.3									4.3
10. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	1.1	0.1	0.4		0.8		0.2		0.7	0.7	0.2	0.6
11. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	0.3	4.3	3.2									1.0
12. 児童養護施設	0.1		0.0									0.0
13. 救護施設					0.0				0.2	0.1	0.0	0.0
14. 老人福祉・ 保健施設					8.3	0.9			2.8	5.7	8.9	4.0
15. 一般病院・老 人病院(入院)					9.3			1.4	1.3	6.0	14.0	4.2
16. 精神科病院 (入院)	0.8		0.2		3.4		0.2	1.4	2.4	2.6	3.8	1.9
17. 療養介護	0.3		0.1		1.8				0.1	1.1	1.7	0.8
18. 生活介護	29.8		8.1		34.9	6.6	1.4	1.4	22.0	26.8	20.7	21.2
19. 自立訓練	2.3		0.6		0.1	3.8	1.4		1.5	0.7	0.2	0.7
20. 就労移行支援	2.2	0.1	0.6		0.1	25.2	1.7	2.9	2.1	2.0	0.5	1.6
21. 就労継続支援 A型	2.6		0.7		0.0	2.5	5.4	7.1	4.6	1.8	0.2	1.5
22. 就労継続支援 B型	18.2	0.1	5.0		3.7	21.8	20.1	20.0	27.8	11.9	3.1	9.8
23. 地域活動支援 センター等					0.1		0.3		0.5	0.2	0.0	0.1
24. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.1		0.0			0.3			0.1	0.0	0.1	0.0
25. その他・不明	2.8	0.3	1.0		4.4	2.8	2.2	8.6	6.5	4.6	1.9	3.5
26. 死亡退所	0.8	0.1	0.3		26.2			7.1	5.0	17.3	35.9	12.2
不明					2.0					1.2	5.5	0.9
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

退所後の活動の場等（表55）について、全体では「生活介護」の割合が21.2%と最も高く、前年度の20.0%より1.2ポイント増加した。次いで「死亡退所」12.2%,「就労継続支援B型」9.8%,「一般就労」7.9%の順であった。生活介護と就労継続支援B型の退所後の活動の場は、いずれも同じ事業が最も高い割合であった。同業他所への新規利用が背景として考えられる。

障害児入所施設では「生活介護」が29.8%と最も高いが、前年度の34.5%と比べて4.7ポイント減少した。次いで「就労継続支援B型」18.2%,「一般就労」16.1%の順であった。なお、「一般就労」は年々増加

している。児童発達支援センターでは「特別支援学校（高等部含む）」の割合が31.4%と最も高く、前年度の29.7%と比べて1.7ポイント増加した。次いで「小中学校（特別支援学級）」31.1%、「保育所・幼稚園」19.5%の順であった。

退所後の活動の場が「一般就労」の内訳を見ると、事業の特性からか就労移行支援の割合が58.7%と最も高く、次いで就労継続支援A型28.6%、自立訓練23.3%の順であった。

18. 就職の状況

1年間の就職者の総数は、608人（前年度666人）であった。就職率は全体で0.44%（前年度0.48%）であり、平成30年度の0.75%から年々低下している。

表56 就職の状況

		障害児入所	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B	計
就職者数	男	40	14	4	277	16	89	440
	女	14	1	3	107	3	37	165
	不明	0	0	2	0	0	1	3
	計	54	15	9	384	19	127	608
	就職率（%）	3.03	0.01	1.20	26.25	1.91	0.44	0.44
年平均年齢	男	18.0	33.2	32.3	27.3	30.7	32.8	27.9
	女	18.0	47.0	22.3	28.5	42.0	36.7	29.7
程度（人）	最重度	1	0	0	3	0	0	4
	重度	0	2	0	9	0	3	14
	中度	13	4	1	99	3	28	148
	軽度	40	7	5	199	11	74	336
	知的障害なし	0	2	1	65	5	19	92
	不明	0	0	2	9	0	3	14
年金（人）	有：1級	0	0	0	2	0	7	9
	有：2級	0	12	3	191	10	79	295
	有：その他	0	0	0	11	0	1	12
	無	54	3	4	154	8	33	256
	不明	0	0	2	26	1	7	36
平均月額給与（円）		94,719	105,174	103,333	107,830	130,897	101,141	102,654
生活の場（人）	家庭	10	8	5	288	12	78	401
	アパート等	0	0	1	17	2	8	28
	グループホーム・生活寮等	42	7	1	62	4	29	145
	社員寮等	0	0	0	1	1	1	3
	自立訓練（宿泊型）	0	0	0	4	0	4	8
	福祉ホーム	0	0	0	0	0	0	0
	その他	2	0	0	0	0	0	2
	不明	0	0	2	12	0	7	21

※就職率＝就職者数／（現員（15歳以上）＋就職者数）×100

就職率を事業種別毎に見ると、事業の特性からか就労移行支援が26.25%（前年度26.53%）と突出しており、次いで障害児入所施設3.03%（前年度3.98%），就労継続支援A型1.91%（前年度1.13%）の順であった。就職者の平均年齢は、全体で男27.9歳（前年度28.3歳），女29.7歳（前年度26.8歳）であるが、事業種別で見ると男女ともに障害児入所施設（男18.0歳，女18.0歳）が最も低く，生活介護（男33.2歳，女47.0歳）が最も高かった。

図5 就職率(対1,000人比)

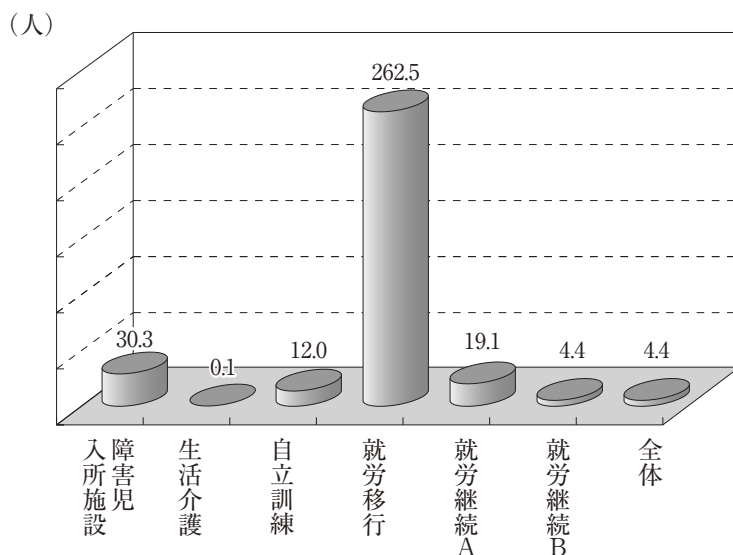


図6 就職者の程度別構成

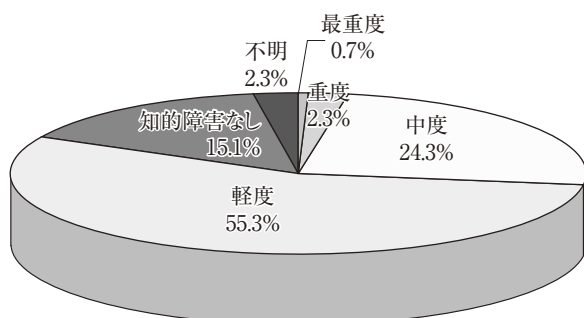
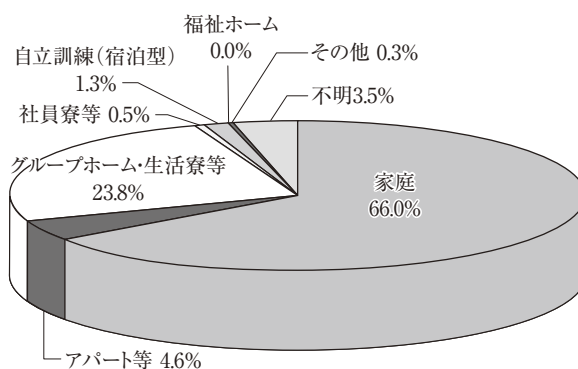


図7 就職者の生活の場



障害程度別では、「中度」と「軽度」を合わせると全体の79.6%（484人）を占め，また年金受給者は50.0%（304人）であった。就職者の生活の場では，前年度と同様に最も多いのが「家庭」の401人66.0%（前年度65.2%）であり，次いで「グループホーム・生活寮等」が145人23.8%（前年度24.3%）であった。

表57－１ 就職の状況（産業分類別）－令和５年度－

(人)

業種			児童福祉法	障害者総合支援法（単独・多機能含む）					合計	割合 (%)
			障害児 入所施設	生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A	就労継続 B		
A	01	農業	2	3		15	2	6	28	4.6
	02	林業								
B	03～04	漁業、水産養殖業								
C	05	鉱業、採石業、砂利採取業								
D	06	総合工事業				3	1	3	7	1.2
	07, 08	職別工事業、設備工事業								
E	09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	2		2	50	2	9	65	10.7
	11	繊維工業						1	1	0.2
	12	木材・木製品製造業（家具除く）				1			1	0.2
	13	家具・装備品製造業								
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	2			2			4	0.7
	15	印刷・同関連業				1			1	0.2
	16～18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業	1			3			4	0.7
	19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業								
	21	窯業・土石製品製造業				1			1	0.2
	22	鉄鋼業						1	1	0.2
	23	非鉄金属製造業								
	24	金属製品製造業	1			2		1	4	0.7
	25～27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業				9			9	1.5
	28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業				2			2	0.3
	30	情報通信機械器具製造業								
	31	輸送用機械器具製造業	1			3	1	1	6	1.0
	32	その他の製造業				4	1		5	0.8
F	33～36	電気・ガス・熱供給・水道業				1			1	0.2
G	37～41	情報通信業				2	1		3	0.5
H	42～49	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	1			22	1	5	29	4.8
I	50～55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業				6		2	8	1.3
	56～61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	5	2	2	58		12	79	13.0
J	62～67	金融業、保険業	1			3			4	0.7
K	68～70	不動産、物品賃貸業				1		1	2	0.3
L	71～74	学術研究、専門・技術サービス業					1		1	0.2
M	75	宿泊業				7	1	2	10	1.6
	76～77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	3			18	1	5	27	4.4
N	78	洗濯・理容・美容・浴場業	1			8		7	16	2.6
	79	その他の生活関連サービス業	1		1	1		1	4	0.7
	80	娯楽業				1		1	2	0.3
O	81～82	教育・学習支援業		1	1	9		6	17	2.8
P	83	医療業			1	9		9	19	3.1
	84	保健衛生								
Q	85	社会保険・社会福祉・介護事業	23	2	2	50	3	27	107	17.6
	86～87	郵便局、協同組合				4		1	5	0.8
R	88	廃棄物処理業	1	3		19		7	30	4.9
	89, 90	自動車整備業、機械等修理業					1		1	0.2
	91	職業紹介・労働者派遣業				4		1	5	0.8
	92	その他の事業サービス業	1			2	1		4	0.7
	93, 94	政治・経済・文化団体、宗教						2	2	0.3
	95	その他のサービス業								
	96	外国公務								
S	97～98	国家公務、地方公務				12	1	2	15	2.5
不明			8	4		51	1	14	78	12.8
計			54	15	9	384	19	127	608	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表57－2 就職の状況（産業分類別）－令和４年度－

(人)

業種			児童福祉法	障害者総合支援法（単独・多機能含む）					合計	割合 (%)
			障害児 入所施設	生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A	就労継続 B		
A	01	農業	1			16	1	16	34	5.1
	02	林業								
B	03～04	漁業、水産養殖業				1			1	0.2
C	05	鉱業、採石業、砂利採取業								
D	06	総合工事業	2			5		1	8	1.2
	07, 08	職別工事業、設備工事業								
E	09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	4	2	2	43	1	11	63	9.5
	11	繊維工業				2			2	0.3
	12	木材・木製品製造業（家具除く）				2		1	3	0.5
	13	家具・装備品製造業								
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業				5			5	0.8
	15	印刷・同関連業								
	16～18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業					1		1	0.2
	19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業								
	21	窯業・土石製品製造業								
	22	鉄鋼業								
	23	非鉄金属製造業								
	24	金属製品製造業				7	1	2	10	1.5
	25～27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業				1		1	2	0.3
	28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業				2			2	0.3
	30	情報通信機械器具製造業								
	31	輸送用機械器具製造業				5		1	6	0.9
	32	その他の製造業				1			1	0.2
F	33～36	電気・ガス・熱供給・水道業				1			1	0.2
G	37～41	情報通信業			1	4			5	0.8
H	42～49	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	7	1	1	27		4	40	6.0
I	50～55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業				3		1	4	0.6
	56～61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	9	2		57	1	9	78	11.7
J	62～67	金融業、保険業				2			2	0.3
K	68～70	不動産、物品賃貸業	1			8		3	12	1.8
L	71～74	学術研究、専門・技術サービス業				2			2	0.3
M	75	宿泊業	1			6	2	2	11	1.7
	76～77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	4	1		16	1	12	34	5.1
N	78	洗濯・理容・美容・浴場業	2			5		5	12	1.8
	79	その他の生活関連サービス業				2			2	0.3
	80	娯楽業				2			2	0.3
O	81～82	教育・学習支援業				13		1	14	2.1
P	83	医療業			2	8		5	15	2.3
	84	保健衛生								
	85	社会保険・社会福祉・介護事業	23	2	3	65		24	117	17.6
Q	86～87	郵便局、協同組合				1		2	3	0.5
R	88	廃棄物処理業	6			19		10	35	5.3
	89, 90	自動車整備業、機械等修理業				3			3	0.5
	91	職業紹介・労働者派遣業				4			4	0.6
	92	その他の事業サービス業				2		2	4	0.6
	93, 94	政治・経済・文化団体、宗教								
	95	その他のサービス業								
	96	外国公務								
S	97～98	国家公務、地方公務				16	2	3	21	3.2
不明			14		1	73	2	17	107	16.1
計			74	8	10	429	12	133	666	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表57－1と表57－2は、令和5年度と令和4年度のそれぞれ1年間に就職した人の就職先を「日本標準産業分類（総務省）」に落としたものである。令和5年度に最も就職者が多かった産業は「社会保険・社会福祉・介護事業」の107人17.6%（前年度17.6%）、次いで「各種商品小売業・（略）」79人13.0%（前年度11.7%）、「食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業」65人10.7%（前年度9.5%）の順になっており、前年度と比して上位3項目は同じであった。

19. 介護保険サービスへの移行状況

表58は、令和4年度に介護保険サービスへ移行又は併給を開始した人数を事業種別毎（施設入所支援利用者は日中系事業に内包）に表したものである。介護保険サービスに移行・併給を開始した人数は336人であり、移行又は併給した人が最も多い事業種別は生活介護で280人、次いで、就労継続支援B型が53人と、前年度、前々年度と変わっていない。また、この2事業で、介護保険サービスへ移行又は併給を開始した人数の99.1%を占めており、前年度98.6%より0.5ポイント増加している。

年齢階層別に見ると、「介護保険法の保険給付優先」とされる65歳以上のうち、「65～69歳」が30.7%（103人）と前年度35.3%より4.6ポイント減少しているが、最も割合が高かった。次いで、「70～74歳」が25.0%（84人）、「75～79歳」が14.9%（50人）と続いている。この傾向は前年度、前々年度と同様であった。

また、40歳から64歳までで介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人数は50人であり、介護保険サービス移行又は併給を開始した人数336人に占める割合は、14.9%と前年度16.5%より1.6ポイント減少している。

表58 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の年齢別構成

（人・下段は%）

年齢	障害者総合支援法						計
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
40～44歳		1 0.4				1 1.9	2 0.6
45～49歳		7 2.5					7 2.1
50～54歳		4 1.4				2 3.8	6 1.8
55～59歳		11 3.9				1 1.9	12 3.6
60～64歳		22 7.9				1 1.9	23 6.8
65～69歳		80 28.6	2 66.7			21 39.6	103 30.7
70～74歳		64 22.9	1 33.3			19 35.8	84 25.0
75～79歳		44 15.7				6 11.3	50 14.9
80歳～		32 11.4				2 3.8	34 10.1
無回答		15 5.4					15 4.5
計		280 100	3 100			53 100	336 100

表59は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の知的障害の程度について表したものである。知的障害の程度は、「重度」が33.0%（111人）と前年度32.0%より1.0ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「中度」が28.3%（95人）、「最重度」が22.6%（76人）と続いた。「重度」と「最重度」を合わせて55.7%（187人）と全体の5割を超えていた。

表59 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の知的障害の程度

（上段は人・中段は年齢区分の％・下段は知的障害程度の％）

程度 \ 年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
最重度		2	1	5	11	22	21	7	4	3	76
		28.6	16.7	41.7	47.8	21.4	25.0	14.0	11.8	20.0	22.6
		2.6	1.3	6.6	14.5	28.9	27.6	9.2	5.3	3.9	100
重度	1	3	2	2	7	33	23	20	12	8	111
	50.0	42.9	33.3	16.7	30.4	32.0	27.4	40.0	35.3	53.3	33.0
	0.9	2.7	1.8	1.8	6.3	29.7	20.7	18.0	10.8	7.2	100
中度		2	2	3	4	27	26	16	13	2	95
		28.6	33.3	25.0	17.4	26.2	31.0	32.0	38.2	13.3	28.3
		2.1	2.1	3.2	4.2	28.4	27.4	16.8	13.7	2.1	100
軽度						8	6	6	2	1	23
						7.8	7.1	12.0	5.9	6.7	6.8
						34.8	26.1	26.1	8.7	4.3	100
知的障害なし	1			2	1	9	3	1	3	1	21
	50.0			16.7	4.3	8.7	3.6	2.0	8.8	6.7	6.3
	4.8			9.5	4.8	42.9	14.3	4.8	14.3	4.8	100
無回答			1			4	5				10
			16.7			3.9	6.0				3.0
			10.0			40.0	50.0				100
計	2	7	6	12	23	103	84	50	34	15	336
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	0.6	2.1	1.8	3.6	6.8	30.7	25.0	14.9	10.1	4.5	100

表60は、新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の年齢と障害支援区分について表したものである。介護保険への移行年齢では、65歳～69歳が30.7%（103人）と最も多く、次いで70歳～74歳が25.0%（84人）、75歳～79歳が14.9%（50人）と続き、65歳以上が80.7%（271人）と全体の8割以上を占めている。

なお、比較的若い40歳から64歳までの年齢階層は14.9%（50人）と少ないが、区分4～6が86.0%（43人）と高い割合を示している。

表60 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の障害支援区分

（上段は人・中段は年齢区分の％・下段は障害支援区分の％）

年齢 区分	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
区分1							1 1.2 100.0				1 0.3 100
区分2						5 4.9 45.5	2 2.4 18.2	2 4.0 18.2	2 5.9 18.2		11 3.3 100
区分3				2 16.7 5.4	2 8.7 5.4	15 14.6 40.5	10 11.9 27.0	4 8.0 10.8	2 5.9 5.4	2 13.3 5.4	37 11.0 100
区分4		2 28.6 3.3	2 33.3 3.3	1 8.3 1.7	4 17.4 6.7	23 22.3 38.3	9 10.7 15.0	9 18.0 15.0	7 20.6 11.7	3 20.0 5.0	60 17.9 100
区分5		1 14.3 1.3	2 33.3 2.7	2 16.7 2.7	3 13.0 4.0	16 15.5 21.3	23 27.4 30.7	13 26.0 17.3	10 29.4 13.3	5 33 6.7	75 22.3 100
区分6	1 50.0 0.8	4 57.1 3.1	1 16.7 0.8	6 50.0 4.7	14 60.9 10.9	35 34.0 27.3	30 35.7 23.4	19 38.0 14.8	13 38.2 10.2	5 33.3 3.9	128 38.1 100
無回答	1 50.0 4.2		1 16.7 4.2	1 8.3 4.2		9 8.7 37.5	9 10.7 37.5	3 6.0 12.5			24 7.1 100
計	2 100 0.6	7 100 2.1	6 100 1.8	12 100 3.6	23 100 6.8	103 100 30.7	84 100 25.0	50 100 14.9	34 100 10.1	15 100 4.5	336 100 100

表61は、介護保険サービスへの移行又は併給開始前の生活の場と開始後の生活の場の変化を住居別に表したものである。開始前の生活の場は、「施設入所支援」が42.6%（143人）と前年度38.0%より4.6ポイント増加し、割合が最も高かった。次いで、「グループホーム・生活寮等」が33.6%（113人）、「家庭」が18.2%（61人）と続いた。この傾向は前年度、前々年度と同様であった。

開始後の生活の場は、「特別養護老人ホーム」が39.3%（132名）と前年度35.3%より4ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「グループホーム（障害福祉）」が18.2%（61人）、「家庭」が13.1%（44人）と続いた。平成29年度までは「グループホーム（障害福祉）」よりも「家庭」の方が多かったが、平成30年度以降は「グループホーム（障害福祉）」が「家庭」を上回っている。

開始前の生活の場が「施設入所支援」であった143人のうち、開始後の生活の場が「特別養護老人ホーム」の人は66.4%（95人）と前年度65.9%より0.5ポイント増加し、最も割合が高く、次いで、「介護老人保健施設」が12.6%（18人）であった。この傾向は、この項目について調査を開始した平成26年度以降、変わっていない。

また、開始前の生活の場が「グループホーム・生活寮等」であった113人のうち、開始後の生活の場が同じく「グループホーム（障害福祉）」であった人は50.4%（57人）で最も高い割合を示したが、前年度60.0%より9.6ポイント減少し、令和2年度69.8%をピークに年々減少している。一方、介護保険サービスである「特別養護老人ホーム」は21.2%（24人）で2番目に高く、令和3年度以降、約2割を継続している。

表61 新規に介護保険サービスへの移行又は併給開始前後の生活の場の変化

（上段は人・中段は開始後の％・下段は開始前の％）

開始後 開始前	家庭	アパート	グループ ホーム (障害福祉)	グループ ホーム (認知症対応)	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	その他	無回答	計
家庭（親・きょうだいと同居）	40 90.9 65.6	1 9.1 1.6	2 3.3 3.3	2 25.0 3.3	12 9.1 19.7	1 3.1 1.6	1 7.1 1.6	2 6.1 3.3		61 18.2 100
アパート等 (主に単身)	1 2.3 7.7	10 90.9 76.9	1 1.6 7.7			1 3.1 7.7				13 3.9 100
グループホーム・生活寮等			57 93.4 50.4	5 62.5 4.4	24 18.2 21.2	10 31.3 8.8	1 7.1 0.9	16 48.5 14.2		113 33.6 100
社員寮・ 住み込み等										
知的障害者 福祉ホーム										
施設入所支援	2 4.5 1.4		1 1.6 0.7	1 12.5 0.7	95 72.0 66.4	18 56.3 12.6	12 85.7 8.4	13 39.4 9.1	1 100.0 0.7	143 42.6 100
自立訓練 (宿泊型)						2 6.3 100.0				2 0.6 100
その他・不明	1 2.3 25.0				1 0.8 25.0			2 6.1 50.0		4 1.2 100
無回答										
計	44 100 13.1	11 100 3.3	61 100 18.2	8 100 2.4	132 100 39.3	32 100 9.5	14 100 4.2	33 100 9.8	1 100 0.3	336 100 100

表62は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の介護認定区分と障害支援区分を表したものである。全体では、「要介護5」が22.6%（76人）と最も割合が高かった。次いで「要介護3」が15.8%（53人）、「要介護1」が11.0%（37人）、「要介護2」が10.7%（36人）、「要介護4」が10.4%（35人）だった。

障害支援区分が「区分6」である128人のうち、介護認定区分が「要介護5」となった人は43.8%（56人）と前年度37.4%に対し6.4ポイント増加し、最も割合が高かった。また、介護保険制度の施設サービ

スを受けられる要介護3以上の人が72.7%（93人）だった一方で、「要介護2」以下になった人が12.5%（16人）いた。「区分5」の75人では、介護認定区分が「要介護3」となった人が29.3%（22人）と最も多く、「要介護3」以上が49.3%（37人）、「要介護2」以下が37.3%（28人）だった。また、「区分4」の60人では、介護認定区分が「要介護1」となった人が18.3%（11人）と最も割合が高く、「要介護3」以上が35.0%（21人）、「要介護2」以下が53.3%（32人）だった。「区分6」では「要介護2」以下は1割強だが、「区分5」では4割弱、「区分4」では5割強となっている。障害支援区分が下位になるに従い「要介護2」以下の割合が高くなっており、介護保険の施設サービス利用が困難になっていると考えられる。

表62 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始する人の介護認定区分と障害支援区分

（上段は人・中段は障害支援区分の％・下段は介護認定区分の％）

障害支援区分 介護認定区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答	計
要支援1	1 100.0 3.6	2 18.2 7.1	9 24.3 32.1	6 10.0 21.4	4 5.3 14.3	1 0.8 3.6	5 20.8 17.9	28 8.3 100
要支援2		2 18.2 7.4	9 24.3 33.3	10 16.7 37.0	5 6.7 18.5		1 4.2 3.7	27 8.0 100
要介護1		2 18.2 5.4	4 10.8 10.8	11 18.3 29.7	7 9.3 18.9	4 3.1 10.8	9 37.5 24.3	37 11.0 100
要介護2		1 9.1 2.8	6 16.2 16.7	5 8.3 13.9	12 16.0 33.3	11 8.6 30.6	1 4.2 2.8	36 10.7 100
要介護3		1 9.1 1.9	2 5.4 3.8	5 8.3 9.4	22 29.3 41.5	20 15.6 37.7	3 12.5 5.7	53 15.8 100
要介護4			3 8.1 8.6	8 13.3 22.9	6 8.0 17.1	17 13.3 48.6	1 4.2 2.9	35 10.4 100
要介護5			2 5.4 2.6	8 13.3 10.5	9 12.0 11.8	56 43.8 73.7	1 4.2 1.3	76 22.6 100
不明・無回答		3 27.3 6.8	2 5.4 4.5	7 11.7 15.9	10 13.3 22.7	19 14.8 43.2	3 12.5 6.8	44 13.1 100
計	1 100 0.3	11 100 3.3	37 100 11.0	60 100 17.9	75 100 22.3	128 100 38.1	24 100 7.1	336 100 100

表63は、表61以外の介護保険サービスを利用開始した人のサービス種別を表したものである。この設問は、複数回答可であるため延べ人数となっているが、利用者実数で比較すると「不明・無回答」を除き、「デイサービス・デイケア」が28.3%（95人）と前年度28.7%より0.4ポイント減少したが、最も割合が高かった。次いで、「訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）」10.1%（34人）、「短期入所（ショートステイ）」4.8%（16人）、「訪問看護」3.9%（13人）と続いた。なお、「その他」は5.7%（19人）であった。

また、表61と表63にある介護保険サービス全体の中で、最も利用されたサービスが「特別養護老人ホーム」（132人）で、次いで「デイサービス・デイケア」（95人）であった。

表63 介護保険サービスへ移行・併給を開始した後に利用した表60以外の介護保険サービス

※重複計上（人・下段は％）

年齢 介護保険サービス	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
デイサービス・デイケア		2 28.6			5 21.7	35 34.0	27 32.1	8 16.0	7 20.6	11 73.3	95 28.3
訪問・居宅介護 （ホームヘルプサービス）		2 28.6	1 16.7	3 25.0	1 4.3	15 14.6	6 7.1	3 6.0	1 2.9	2 13.3	34 10.1
短期入所 （ショートステイ）	1 50.0		1 16.7		1 4.3	4 3.9	3 3.6	2 4.0	1 2.9	3 20.0	16 4.8
訪問看護	1 50.0	2 28.6	1 16.7	1 8.3	1 4.3	4 3.9	2 2.4			1 6.7	13 3.9
その他				2 16.7		6 5.8	5 6.0	5 10.0	1 2.9		19 5.7
利用なし		1 14.3	3 50.0	3 25.0	7 30.4	22 21.4	24 28.6	20 40.0	10 29.4	1 6.7	91 27.1
不明・無回答		2 28.6	1 16.7	4 33.3	10 43.5	28 27.2	28 33.3	16 32.0	15 44.1	4 26.7	108 32.1
介護保険移行利用者実数	2 100	7 100	6 100	12 100	23 100	103 100	84 100	50 100	34 100	15 100	336 100

表64は、介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由を表したものである。「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」が56.0％（188人）と前年度50.7％より5.3ポイント増加し最も割合が高かった。次いで、「家族の希望により」15.8％（53人）、「市町村等行政から65歳になったので移行指示があった」が11.9％（40人）、「本人の希望により」9.8％（33人）と続いた。障害福祉サービス事業所で、高齢化した利用者への支援体制が不十分であることや障害者総合支援法第7条の介護保険優先原則を適用している市町村が少なくないのかもしれないが、いずれにせよ、「本人の希望により」移行・併給を開始した割合が最も低く1割弱でしかないことは課題であろう。「本人の希望により」と「家族の希望により」をあわせても25.6％と全体の3割に満たなかった。今後、意思決定支援のさらなる推進が望まれる。

また、最も割合が高かった「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた人の年齢構成を見ると、「70～74歳」が27.7％（52人）で最も割合が高く、次いで「65～69歳」が25.5％（48人）であった。他方で、理由が「加齢により支援が限界となったため…」であるにもかかわらず、比較的若い40～64歳で利用開始した人が、12.8％（24人）いた。

表64 介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由

※重複計上（人・下段は％）

理由 \ 年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった					1 4.3	24 23.3	6 7.1	3 6.0		6 40.0	40 11.9
2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた		3 42.9	2 33.3	5 41.7	14 60.9	48 46.6	52 61.9	31 62.0	27 79.4	6 40.0	188 56.0
3. 本人の希望により				2 16.7	2 8.7	14 13.6	6 7.1	7 14.0	1 2.9	1 6.7	33 9.8
4. 家族の希望により	1 50.0	2 28.6	4 66.7	3 25.0	4 17.4	14 13.6	15 17.9	6 12.0	4 11.8		53 15.8
5. その他	1 50.0	2 28.6		2 16.7	5 21.7	6 5.8	4 4.8	2 4.0	1 2.9		23 6.8
6. 不明・無回答						4 3.9	5 6.0	2 4.0	2 5.9	2 13.3	15 4.5
介護保険移行利用者実数	2 100	7 100	6 100	12 100	23 100	103 100	84 100	50 100	34 100	15 100	336 100

20. 死亡の状況

表65は、年齢階層別の死亡率を対1,000人比で表している。年齢が高くなるに従って死亡率が増加する傾向が見られており、前年度と同様に、「80歳以上」が63.6人（対1,000人比）と最も高い。

表65 年齢階層別死亡率（対1,000人比）

（人）

年齢	5歳以下	6～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	全体
死亡率	0.0	0.4	1.3	2.4	4.7	8.5	15.6	18.4	26.0	31.9	63.6	7.9
							16.8		27.9			

図8 年齢階層別死亡率（対1,000人比）

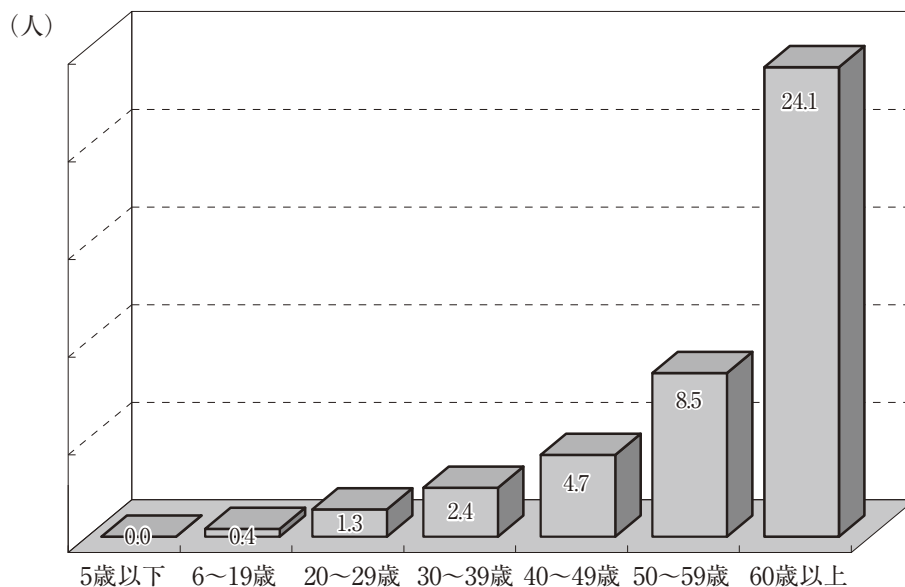


表66は、死亡時の年齢階層別及び知的障害の程度別の構成を表している。1年間の死亡者数は1,156人（前年度1,007人）であった。「60～69歳」が286人24.7%（前年度24.6%）と最も多く、続いて「70～79歳」が257人22.2%（前年度21.4%）、「50～59歳」が238人20.6%（前年度23.1%）の順となっている。また、知的障害の程度別に見ると、「最重度」は他の程度に比べて「50～59歳」以下の階層で高い割合を占めており、一方、「軽度」は「60～64歳」以上の階層で高い傾向を示している。

表66 死亡時の年齢階層別構成及び程度別構成

（人・下段は%）

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	不明	計
最重度		2	19	29	76	107	59	62	56	32	51		493
		0.4	3.9	5.9	15.4	21.7	12.0	12.6	11.4	6.5	10.3		42.6
重度			5	16	43	74	51	46	60	42	54		391
			1.3	4.1	11.0	18.9	13.0	11.8	15.3	10.7	13.8		33.8
中度			1	9	14	33	22	19	35	12	33		178
			0.6	5.1	7.9	18.5	12.4	10.7	19.7	6.7	18.5		15.4
軽度			1	2	4	6	9	6	5	6	4		43
			2.3	4.7	9.3	14.0	20.9	14.0	11.6	14.0	9.3		3.7
知的障害なし			2	2	3	13	6	3	4	3			36
			5.6	5.6	8.3	36.1	16.7	8.3	11.1	8.3			3.1
不明		1		1	1	5	2	1	2		1	1	15
		6.7		6.7	6.7	33.3	13.3	6.7	13.3		6.7	6.7	1.3
計		3	28	59	141	238	149	137	162	95	143	1	1,156
		0.3	2.4	5.1	12.2	20.6	12.9	11.9	14.0	8.2	12.4	0.1	100

表67は、死亡場所を表している。死亡場所は、「病院」が76.3%と前年度75.8%より0.5ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「施設」が15.5%と前年度14.2%より1.3ポイント増加した。死亡場所が「施設」であることは、毎年度、一定割合存在している。

表67 死亡場所

（%）

死亡場所	施設	病院	家庭	その他	不明	計
構成比	15.5	76.3	6.1	2.1	0.1	100

表68は、死亡時の年齢階層別及び死因別の構成を表している。どの年齢階層においても、死因が「病気」の割合が最も高く、90.7%（前年度86.9%）であった。死因のうち、「病気」は60歳未満の年齢階層に占める割合（89.1%）よりも60歳以上の年齢階層に占める割合（91.7%）の方が高いのに対し、「事故」は60歳以上の年齢階層に占める割合（2.9%）よりも60歳未満の年齢階層に占める割合（6.6%）の方が高かった。

表68 死亡時の年齢階層別構成及び死因別構成

(人)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	小計 (1)	割合 (%)
病気		3	21	46	131	217	418	89.1
事故			5	9	2	15	31	6.6
その他			2	3	5	6	16	3.4
不明				1	3		4	0.9
合計		3	28	59	141	238	469	100
割合 (%)		0.6	6.0	12.6	30.1	50.7	100	－

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	小計 (2)	割合 (%)	不明	合計	割合 (%)
病気	130	126	150	89	134	629	91.7	1	1,048	90.7
事故	10	4	5	1		20	2.9		51	4.4
その他	9	6	6	5	9	35	5.1		51	4.4
不明		1	1			2			6	0.5
合計	149	137	162	95	143	686	100	1	1,156	100
割合 (%)	21.7	20.0	23.6	13.8	20.8	100	－	0.1	100	－

調査票 A

御中

全国知的障害児・者施設・事業所 実態調査票【事業所単位】

(令和5年6月1日現在)

《留意事項》

1. 本調査は1事業所につき1調査としています。

当該事業所全体の状況について、**事業所単位** でご作成ください。

①日中活動を実施する事業所、並びに日中活動に併せて施設入所支援を実施する事業所を対象としています。

「Ⅰ施設・事業所概要」の「施設・事業所の種類」に記載された事業の状況についてのみご回答ください。

(短期入所事業・地域生活支援事業等は除く)

②日中活動が多機能型の場合は、1事業所としてご作成ください。

例1：日中活動が多機能型で自立訓練と生活介護を実施 → 調査票は1部作成(日中活動の多機能型事業所として1部)

③日中活動に併せて施設入所支援を実施する場合(障害者支援施設等)は、1事業所としてご作成ください。

例2：日中活動の生活介護と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(障害者支援施設として1部)

例3：日中活動の多機能型(生活介護と就労継続支援B型)と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(障害者支援施設として1部)

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて令和5年6月1日現在でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅(1~2人など)を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

なお、日本知的障害者福祉協会会員データへの反映には、別途「全国知的障害関係施設・事業所名簿」巻末の“変更届”にて変更内容を記載し、ご提出(FAX:03-3431-1803)いただく必要がございます。

I 施設・事業所概要 ※下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。(印字がない部分はご記入ください。)

施設・事業所の名称			
施設・事業所の種類	※施設・事業所の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当する番号を選択してください。	【施設・事業所の種類】 ☐ 01.障害児入所施設(福祉型・医療型) ☐ 02.児童発達支援センター(福祉型・医療型) ☐ 03.日中活動 ☐ 04.障害者支援施設(日中活動+施設入所支援)	
		【日中活動の内訳】 ※実施する日中活動のすべての□にシ点を記入のこと。 ☐ 療養介護 ☐ 生活介護 ☐ 自立訓練(生活訓練・機能訓練) ☐ 自立訓練(宿泊型) ☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援A型 ☐ 就労継続支援B型	

定員	(日中)	人	現在員	(日中)	人	開設年月	(障害者総合支援法以前からの開設年月)
	(夜間)	人		(夜間)	人		
年間利用率（令和 4 年度） ※小数第一位（第二位を四捨五入）まで回答のこと				(日中)	%	※利用率＝12か月の延べ利用者数÷定員÷12か月の開所日数×100	
				(夜間)	%		

※施設入所支援を実施する事業所については、夜間の定員と現員も各々回答のこと。

※上記「施設・事業所の種類」の各種事業を利用する利用者の数(短期入所事業等は除く)を計上のこと。また、多機能型事業所の場合は、すべての事業の合計数を計上のこと。

施設コード	
-------	--

Ⅱ 事業所の運営状況

1. 開所日数ならびに開所時間の状況

※児童発達支援センター及び日中活動を実施する事業所（障害児入所施設・施設入所支援・自立訓練（宿泊型）を実施する事業所は除く）のみ回答のこと。

令和4年度の総開所日数	日	一日あたりの平均開所時間 (平均サービス提供時間：送迎時間は除く)	時間
-------------	---	--------------------------------------	----

2. 職員の数と構成

※職員 1 名 1 職種とし、資格等を複数保持する場合にも主たる職種へ計上のこと。

※『①常勤専従』には正規職員の就業規程の労働時間で専ら当該事業所並びに当該職種に専従で勤務する職員を、

『②常勤兼務』には常勤であっても、法人内で他の事業所または他の職種と兼務をしている職員を、

『③非常勤』にはそれ以外の職員（パート等）の人数を計上のこと。

※『換算数』は常勤に換算し小数点第2位を四捨五入すること。（業務を兼務している場合は兼務の割合で記入）

※正規、非正規に関わらず、勤務形態（常勤、非常勤の別）で計上のこと。

※休職等をしている方は含めず、代替で勤務している職員等は含めて計上のこと。

職種名		指定基準上の 配置義務員数	①常勤専従（換算数不要）	②常勤兼務	常勤兼務の換算数	③非常勤	非常勤の換算数
①施設長・管理者					.		.
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者					.		.
直接支援職員	③保育士	—人			.		.
	④生活支援員・児童指導員				.		.
	⑤職業指導員・就労支援員				.		.
	⑥看護師（准看護師）・保健師				.		.
	⑦その他 ※O.T(作業療法士),S.T(言語聴覚士), P.T(理学療法士),心理担当職員,ソーシャルワーカー等				.		.
⑧医師（雇用契約のある医師のみ計上）※嘱託医は含めず					.		.
⑨管理栄養士					.		.
⑩栄養士					.		.
⑪調理員					.		.
⑫送迎運転手					.		.
⑬事務員					.		.
⑭その他職種（							

3. 職員の年齢・性別ならびに勤務年数

※すべての職員について計上のこと。※計の数字はそれぞれ一致すること。

※『正規』には雇用期間の定めのない、フルタイムかつ直接雇用の職員を、『非正規』にはそれ以外の職員の人数を計上のこと。

[1]年齢と性別	年齢区分		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計
	男	正 規									
		非正規									
	女	正 規									
		非正規									
	計	正 規	人	人	人	人	人	人	人	人	★人
		非正規	人	人	人	人	人	人	人	人	☆人
[2]同一法人内での勤務年数	勤務年数		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計		
	男	正 規									
		非正規									
	女	正 規									
		非正規									
	計	正 規	人	人	人	人	人	人	人	★人	
		非正規	人	人	人	人	人	人	人	☆人	

4. 職員の勤務状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

夜間の勤務形態	☐ ①夜勤体制のみ →	夜間（1日）職員_____人
	☐ ②夜勤体制と宿直体制併用 →	夜間（1日）職員_____人（夜勤_____人、宿直_____人）

5. 外国人労働者の採用状況

※特定技能・技能実習生等を含む。

外国人労働者の採用	☐ ①現在採用している →	常勤_____人 非常勤_____人
	☐ ②採用していない →	☐ ①今後採用する予定又は採用を検討中 ☐ ②今後も採用する予定はない又はわからない

6. 施設・事業所の建物の状況

※建物が複数ある場合には、日ごろ利用者が居住又は利用している建物について回答のこと。

老朽化等による 建替えの必要性	☐ ①ある → 築 [] 年	☐ ②ない	☐ ③現在建て替え中もしくは令和5年度中に建替え予定
	↳ ①-1 建替え計画上の着工年度		
	☐ a. 令和6～8年度	☐ b. 令和9～11年度	☐ c. 令和12～14年度
	☐ d. 令和15年度以降	☐ e. 未定	
	①-2 建替えをする場合の現在の定員削減予定	☐ ある	☐ ない

7. 居室の状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

※居室の定員・空き部屋の有無にかかわらず、実際の利用状況を回答のこと。

利用状況	個室利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人以上利用	計
	室	室	室	室	室	室

Ⅲ 加算・減算の状況

主な加算・減算の状況

※令和5年5月1日～5月31日の状況で回答。

各種加算・減算の状況 （該当をすべて選択のこと）	共 通	☐ ①福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
		☐ ②福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
		☐ ③福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
		☐ ④特定処遇改善加算（Ⅰ）
		☐ ⑤特定処遇改善加算（Ⅱ）
		☐ ⑥福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
		☐ ⑦福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）
		☐ ⑧福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）
		☐ ⑨福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
	入所系	☐ ⑩夜勤職員配置体制加算
		☐ ⑪重度障害者支援加算（Ⅰ）
		☐ ⑫重度障害者支援加算（Ⅱ）
	生活介護	☐ ⑬人員配置体制加算（職員数 対 利用者数） → ☐ ①（1対1.7） ☐ ②（1対2.0） ☐ ③（1対2.5）
		☐ ⑭重度障害者支援加算
	通所系	☐ ⑮食事提供体制加算
		☐ ⑯送迎加算
		☐ ⑰延長支援加算
		☐ ⑱開所時間減算

Ⅳ 法人後見*の実施状況

自法人での法人後見（成年後見）の実施状況

自法人での法人後見の実施状況	☐ ①実施している	☐ ②実施していない
----------------	----------------------------------	-----------------------------------

※法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

V 事業所の取り組み

短期入所の状況 ※併設型・空床型のみ回答のこと（単独型事業所は本調査対象外）

[1]短期入所の実施	☐ ①設置している → [2]短期入所の種別へ ☐ ②設置していない → 設問Ⅵへ							
[2]短期入所の種別 (複数選択可)	☐ ①併設事業所(定員_____人) ☐ ②空床利用型事業所 ※法人内短期入所の合計定員ではなく、貴事業所の短期入所定員のみを回答のこと							
[3]利用実績 (令和5年4月から6月の3か月間)	①利用実人数_____人 ②利用延べ件数●_____件 ③利用延べ日数_____泊 ◀②-1 うち緊急短期入所受入加算(Ⅰ)を取得した件数_____件 例)ある利用者が4月から6月までの間に短期入所を1泊2日、3泊4日、2泊3日と利用した場合、「①利用実人数1人」「②利用延べ件数3件」「③利用延べ日数6泊」と回答のこと。 1件の泊数を計算する場合、調査期間内(4月から6月の3か月間)の報酬の対象となった泊数の合計を計上すること。							
[4]現在利用中(滞在中)の方の最長泊数	調査基準日である令和5年6月1日現在、短期入所利用中の方の最長利用泊数を回答のこと。							泊
[5]上記3か月間における1回あたりの利用期間 ※[2]②と合計●が一致すること	1泊	2泊	3泊	4~6泊	7~13泊	14~28泊	29泊以上	計(件)
	件	件	件	件	件	件	件	● 件
[6]長期利用の人数	令和4年度の短期入所の総利用日数が180日以上の利用人数を回答のこと。							○ 人
[7]年間180日以上利用する方の理由 (1人につき主たる理由を1つ選択し、人数を計上すること) ※[5]と人数計○が一致すること	①障害者支援施設への入所待機のために利用							人
	②グループホームへの入居待機のために利用							人
	③その他福祉施設等への入所待機のために利用							人
	④地域での自立した生活をするための事前準備のために利用							人
	⑤本人の健康状態の維持管理のために利用							人
	⑥家族の病気等のために利用							人
	⑦その他()							人
	計							○ 人

Ⅵ 職員のスキルアップ、処遇改善等への取り組み

資格取得(資格取得の促進を含む)・処遇の状況

[1]職員の資格取得状況 (重複計上可)	保有資格		人数	保有資格		人数
	①介護福祉士		人	⑤知的障害援助専門員		人
	②社会福祉士		人	⑥知的障害福祉士		人
	③精神保健福祉士		人	⑦介護職員初任者研修修了(旧ヘルパー1級、2級)		人
	④保育士		人	⑧その他()		人
[2]取得を促進している資格 (複数選択可)	☐ ①介護福祉士 ☐ ②社会福祉士 ☐ ③精神保健福祉士 ☐ ④保育士		☐ ⑤知的障害援助専門員 ☐ ⑥知的障害福祉士 ☐ ⑦介護職員初任者研修修了 ☐ ⑧その他()			
[3]資格取得への支援・処遇の内容 (複数選択可)	☐ ①受講中または受講前に受講料・交通費等受講に係る費用の補助 → ☐ ①全額補助 ☐ ②一部補助 ☐ ③その他() ☐ ②資格取得後に資格取得一時金等として1回のみ支給 ☐ ③資格取得後に昇進昇格(昇給)等処遇への反映 ☐ ④資格取得後に給与手当への反映 → [4]資格取得後の手当等支給状況へ ☐ ⑤その他()					
[4]資格取得後の手当等支給状況 ※[3]④を選択の場合のみ回答すること ※1つの資格で金額に幅がある場合は平均的な額とすること(金額に幅を持たせないこと)	資格の種類			定額で給与に毎月支給される場合の金額		
	①介護福祉士			¥ /月		
	②社会福祉士			¥ /月		
	③精神保健福祉士			¥ /月		
	④保育士			¥ /月		
	⑤知的障害援助専門員			¥ /月		
	⑥知的障害福祉士			¥ /月		
	⑦介護職員初任者研修修了			¥ /月		
	⑧その他()			¥ /月		
複数資格を取得の場合の取り扱い			支給の金額に 1. 上限がある 2. 上限はない			

ご協力いただき誠にありがとうございます

調査票 B

※この調査票は、施設入所支援、生活介護（障害者支援施設のみ）、療養介護事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業、就労移行支援事業、自立訓練事業のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

（令和5年6月1日現在）

記入責任者 氏 名		職 名

《留意事項》

1. 本調査は1事業につき1調査としています。

当該事業を利用する利用者の状況について、**事業利用単位**でご作成ください。

①日中活動が「多機能型」の場合には、個々の事業ごとに各々作成してください。

例1：「多機能型」で自立訓練と生活介護の事業を実施

→ 調査票は2部作成（「自立訓練」で1部・「生活介護」で1部）

②日中活動に併せて「施設入所支援」の事業を実施する場合は、日中活動と施設入所支援を各々作成してください。

※同じ利用者が日中活動と施設入所支援の両方を利用する場合であっても各々計上してください。

例2：生活介護と施設入所支援 → 調査票は2部作成

（「生活介護」で1部・「施設入所支援」で1部）

例3：多機能型日中活動（生活介護と就労移行支援）と施設入所支援 → 調査票は3部作成

（「生活介護」で1部・「就労移行支援」で1部・「施設入所支援」で1部）

③従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて令和5年6月1日現在でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

なお、日本知的障害者福祉協会会員データへの反映には、別途「全国知的障害関係施設・事業所名簿」巻末の“変更届”にて変更内容を記載し、ご提出（FAX：03-3431-1803）いただく必要がございます。

施設・事業所の名称			電 話	
上記の所在地				
経営主体の名称				
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	〇1. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 〇2. 児童発達支援センター（福祉型・医療型） 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援	20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	
該当する場合にはチェックをしてください。 上記事業に付帯して、 ☐ ①自立生活援助 ☐ ②就労定着支援 ☐ ③居宅訪問型児童発達支援 を行っている。				

[1]定 員	人	開設年月	移行年月
--------	---	------	------

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード

[2] 現在員 (1)(2)(4) の男女別 人員計は 一致する こと	(1) 契約・措置利用者数 (合計)						①男 ★ 人	②女 ☆ 人	計 ● 人								
	(2) 年齢別在籍者数																
	年齢	2歳以下	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	計
	1.男															★	
	2.女															☆	
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人	
	うち障害児・者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること							. 歳									
	(4) 利用・在籍年数別在籍者数※障害者自立支援法事業の施行（平成18年10月）による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」、「01.障害児入所施設（福祉型・医療型）」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																
	在籍年数	0.5年未満	0.5～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40年以上	計				
	1.男												★				
	2.女												☆				
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人				
	[3] 障害支援区分別在籍者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※[2]の人員計と一致すること ※「01.障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと						非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計		
							人	人	人	人	人	人	人	人	● 人		
[4] 療育手帳程度別在籍者数 ※[2]の人員計と一致すること		1. 最重度・重度		2. 中軽度			3. 不所持・不明			計							
		人		人			人			● 人							
[5] 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者に ついてのみ回答のこと		手帳所持者実数 ○ 人	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚	2. 聴覚	3. 平衡	4. 音声・言語 又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害								
		人		人	人	人	人	人	人								
[6] 身体障害者手帳程度別在籍者数 ※[5]の手帳所持者実数と一致すること ※重複の場合は総合等級を回答		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計									
		人	人	人	人	人	人	○ 人									
[7] 精神障害者保健福祉手帳の程度別在籍者数		1 級		2 級		3 級		計									
		人		人		人		人									
[8] 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ計上のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと		1. 自閉スペクトラム症 （広汎性発達障害、自閉症など）		人		4. てんかん性精神病		人									
		2. 統合失調症		人		5. その他 （強迫性心因反応、神経症様反応など）		人									
		3. 気分障害 （周期性精神病、うつ病性障害など）		人		計		人									
[9] 「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数		人	[10] 認知症の状況		1. 医師により認知症と診断されている人数		2. 医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数										
					うちダウン症の人数		うちダウン症の人数										
					人		人										
[11] 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす（基準日現在）		1. 矯正施設		2. 更生保護施設		3. 指定入院医療機関		計									
		うち3年以内		うち3年以内		うち3年以内		うち3年以内									
		人		人		人		人									
[12] 上記[11]のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練（宿泊型）」のみ回答のこと								人									

[13] 支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[13]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	基本的生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[14] 日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	6. 人工呼吸器の管理 ※4 （侵襲、非侵襲含む）	人	11. 導尿	人	
	2. 中心静脈栄養 ※2 （ポートも含む）	人	7. 気管切開の管理	人	12. カテーテルの管理 （コンドーム・留置・膀胱ろう）	人	
	3. ストーマの管理 ※3 （人工肛門・人工膀胱）	人	8. 喀痰吸引 （口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	13. 排便	人	
	4. 酸素療法	人	9. 経管栄養の注入・水分補給 （胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	14. じょく瘡の処置	人	
	5. 吸入	人	10. インシュリン療法	人	15. 疼痛の管理 （がん末期のペインコントロール）	人	
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理					計	人
[15] 複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと		人		※定期的に利用する日中活動サービスとは 療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする			
[16] 日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと	1. 家庭（親・きょうだいと同居）		人	5. 福祉ホーム		人	
	2. アパート等（主に単身・配偶者有り）		人	6. 施設入所支援		人	
	3. グループホーム・生活寮等		人	7. その他		人	
	4. 自立訓練（宿泊型）		人	計		● 人	
[17] 施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※1 ページ目に「18. 施設入所支援」と印字されている調査票のみ回答のこと ※「01. 障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く	1. 同一法人敷地内で活動					人	
	2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動					人	
	3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動					人	
	4. その他の日中活動の場等で活動					人	
	計					● 人	
[18] 成年後見制度の利用者数 ※当該事業の利用者のみ対象	1. 後見		2. 保佐		3. 補助		
	人		人		人		

☆恐れ入りますが、調査票1 ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード

[19]－A 令和4年度新規入所者の入所前（利用前）の状況 （令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間） ※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1)と(2)の人員計が一致すること			
(1) 生活の場 (人)		(2) 活動の場 (人)					
1.家庭(親・きょうだいと同居)	15.精神科病院	1.家庭のみ	15.老人福祉・保健施設				
2.アパート等（主に単身）	16.施設入所支援	2.一般就労	16.一般病院・老人病院（入院）				
3.グループホーム・生活寮等	17.自立訓練（宿泊型）	3.福祉作業所・小規模作業所	17.精神科病院（入院）				
4.社員寮・住み込み等	18.少年院・刑務所等の矯正施設	4.職業能力開発校	18.療養介護				
5.職業能力開発校寄宿舎	19.その他・不明	5.特別支援学校（高等部含む）	19.生活介護				
6.特別支援学校寄宿舎	※前年度 1 年間に新規で入所され た方の状況のみ計上してください。	6.小中学校（普通学級）	20.自立訓練				
7.障害児入所施設（福祉型・医療型）		7.小中学校（特別支援学級）	21.就労移行支援				
8.児童養護施設		8.その他の学校	22.就労継続支援 A 型				
9.乳児院		9.保育所・幼稚園	23.就労継続支援 B 型				
10.児童自立支援施設		10.障害児入所施設（福祉型・医療型）	24.地域活動支援センター等				
11.知的障害者福祉ホーム		11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等	25.少年院・刑務所等の矯正施設				
12.救護施設		12.児童養護施設	26.その他・不明				
13.老人福祉・保健施設		13.乳児院					
14.一般病院・老人病院	計	14.救護施設	計				
[19]－B 令和4年度退所者の退所後（契約・措置解除後）の状況 （令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間） イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1)と(2)の人員計が一致すること ※退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること							
(1) 生活の場 (人)		(2) 活動の場 (人)					
1.家庭(親・きょうだいと同居)	14.施設入所支援	1.家庭のみ	15.一般病院・老人病院（入院）				
2.アパート等（主に単身）	15.自立訓練（宿泊型）	2.一般就労	16.精神科病院（入院）				
3.グループホーム・生活寮等	16.少年院・刑務所等の矯正施設	3.福祉作業所・小規模作業所	17.療養介護				
4.社員寮・住み込み等	17.その他・不明	4.職業能力開発校	18.生活介護				
5.職業能力開発校寄宿舎	小計	5.特別支援学校（高等部含む）	19.自立訓練				
6.特別支援学校寄宿舎	18.死亡退所※	6.小中学校（普通学級）	20.就労移行支援				
7.障害児入所施設（福祉型・医療型）	※前年度 1 年間に退所された方の 状況のみ計上してください。	7.小中学校（特別支援学級）	21.就労継続支援 A 型				
8.児童養護施設		8.その他の学校	22.就労継続支援 B 型				
9.知的障害者福祉ホーム		9.保育所・幼稚園	23.地域活動支援センター等				
10.救護施設		10.障害児入所施設（福祉型・医療型）	24.少年院・刑務所等の矯正施設				
11.老人福祉・保健施設		11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等	25.その他・不明				
12.一般病院・老人病院		12.児童養護施設	小計				
13.精神科病院		13.救護施設	26.死亡退所※				
		計	14.老人福祉・保健施設	計			

[21]就職の状況※「児童発達支援センター」、「自立訓練（宿泊型）」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。

イ、令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間を調査すること

ロ、家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと

ハ、「事業利用（在所）年月」の欄は、現事業（所）での利用（在所）期間を記入のこと

ニ、「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること

ホ、〔19〕-B、（2）活動の場、2一般就労の人数と一致すること

No.	就職時 年 齢	性別	事業利用 （在所）年月	知的障害の程度 （別表 1 より）	年金受給の有無 （別表 2 より）	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 （月額）	就職時の生活の場 （別表 3 より）
例	20 歳	男	2年 か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1			年 か月						
2			年 か月						
3			年 か月						
4			年 か月						
5			年 か月						
6			年 か月						
7			年 か月						
8			年 か月						
9			年 か月						
10			年 か月						

[22]死亡の状況※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。

イ、令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間を調査すること

ロ、退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること

ハ、〔19〕-B、（1）生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時年齢	性別	知的障害の程度（別表 1 より）	死亡場所（別表9より）	死因（右より選択）	
1	歳					
2						
3						
4						
5						
6						

別表 1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表 2	1. 有：1 級	2. 有：2 級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表 3	1. 家庭	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等	4. 社員寮等	
	5. 自立訓練（宿泊型）	6. 福祉ホーム	7. その他	8. 不明	
別表 4	1. 家庭（親・きょうだいと同居）	2. アパート等（主に単身）	3. グループホーム・生活寮等	6. 施設入所支援	
	4. 社員寮・住み込み等	5. 知的障害者福祉ホーム			
	7. 自立訓練（宿泊型）	8. その他・不明			
別表 5	1. 家庭	2. アパート	3. グループホーム（障害福祉）	6. 介護老人保健施設	
	4. グループホーム（認知症対応）	5. 特別養護老人ホーム			
	7. 介護療養型医療施設	8. その他			
別表 6	1. 要支援 1	2. 要支援 2	3. 要介護 1	4. 要介護 2	
	5. 要介護 3	6. 要介護 4	7. 要介護 5		
別表 7	1. デイサービス・デイケア	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）	3. 短期入所（ショートステイ）	6. 利用なし	
	4. 訪問看護	5. その他			
別表 8	1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった	2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた	3. 本人の希望により	4. 家族の希望により	5. その他
別表 9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

ご協力いただき誠にありがとうございます

- 73 -